

## § 3 提出書類

### 3-1 農地、農業用施設にかかる被害報告方法について

平成20年2月1日

(農村振興局災害第一班長、総務班長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて)

日頃より、農地、農業用施設等の災害復旧関係業務に対し、関係機関と連携し迅速かつ的確に対応いただき感謝申し上げます。

さて、標記については関係要綱等に基づき、各都道府県から直接各災害事象発生後から各都道府県全体の被害額を随時FAX等で本省防災課（災害対策室及び総務班）に報告いただいております。

ご存じのとおり、昨年4月に局地激甚基準が改正されたことや、近年局地的な災害が発生していること等から、国（本省、農政局等）、都道府県が、常に迅速かつ的確に各地域の被害発生情報を共有する必要性が生じています。

このため、大規模災害時に特に必要とされる関係者の被害情報の収集・集約（統合）・共有の迅速化と今後の業務の効率化・平準化を図る観点から、基本的に平成20年発生したすべての災害から、各都道府県より別添エクセルファイルに記入の上、メールにて防災課（災害対策室及び総務班担当者）に被害報告いただくようお願いします。

つきましては、移行期には御面倒をおかけしますが よろしく申し上げます。

### 農地、農業用施設災害集計表（暫定法関係）

都道府県名：〇〇県

災害名：〇〇前線豪雨  
 災害期間：〇/〇～〇/〇  
 観測所名：〇〇観測所  
 日雨量：〇日〇〇mm  
 連続雨量：〇～〇日〇〇mm  
 風速：〇〇m/s  
 （例：風水害の場合）  
 今回災害の降雨量等  
 潮位：〇〇m  
 波高：〇〇m  
 台風の中心示度：〇〇hPa

報告月日：〇/〇  
 報告回数：第〇回（最終）

単位：円

市町村名	農地		農業用施設		合計		農業用施設内訳										備考	
	箇所数	面積h	箇所数	被害額	箇所数	被害額	ため池	頭首工	水路	揚水機	堤防	道路	橋	農地保全施設				
現市町村、旧市町村	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
〇〇市																		
旧〇〇市																		
旧〇〇町																		
旧〇〇町																		
旧〇〇村																		
旧〇〇町																		
〇〇町																		
旧〇〇町																		
旧〇〇村																		
〇〇市																		
旧〇〇市																		
旧〇〇町																		
旧〇〇町																		
〇〇町																		
(〇〇県出先振興局)																		
〇〇町																		
旧〇〇町																		
旧〇〇町																		
旧〇〇村																		
〇〇町																		
旧〇〇町																		
旧〇〇村																		
(〇〇県出先振興局)																		
合計																		

※旧市町村：「市町村の合併の特例等に関する法律第19条」に該当する合併前の市町村名を記入する。  
 ※今回災害の降雨量等：当該災害発生期間中で当該都道府県における被災のあった箇所のうち最大値を記入する。また、地震災害では最大震度、マグニチュード等を記載する等、災害事象に応じて適宜項目を変更する。  
 ※市町村毎の「今回災害の雨量等」については別葉にて提出願います。（様式自由）

### 3-2 地すべり災害の取扱いについて

昭和59年4月18日事務連絡

(構造改善局災害査定官から各局災害査定官あて)

地すべり災害が発生した場合、発生後の地盤の移動状況、亀裂断層の変化、隆起、陥没等について継続して進行増幅するような地区における被害報告等一連の取扱いについては、必ずしも統一して処理されているとは思われないので、今後は下記によることとしたので了知されたい。

#### 記

- 1 被害報告は事務取扱要綱第5により処理する。
- 2 災害発生後地すべりが進行中等の理由により復旧工法が樹立できないため、施行規則第1条に定める計画概要書等の期限内提出ができない場合にあっては、予め都道府県よりその理由書の提出を求め、その旨関係財務局等へ連絡するものとする。
- 3 地すべり災害発生等から終息に至るまでの動向調査を適確に行うよう事業主体を指導し査定時に提出させるものとする。
- 4 年内に終息が確認され上記1による報告を訂正する必要がある場合は速やかに再報告する。
- 5 終息が越年する場合にあっては被害報告を更新する。

### 3-3 災害復旧事業における資料整備について

昭和51年8月30日

(構造改善局防災課長から地方農政局建設部長、沖縄総合事務局  
農林水産部長、北海道農地開発部長あて)

農地・農業用施設等の災害復旧事業の申請にあたっての災害復旧事業(補助)計画概要書(添付図面を含む)各種資料の整備については、適切な指導が行われていることと思われるが、本年の会計実地検査において被災の事実を明示する資料(被災施設の現況及び被災状況等)の不備により、現地において十分な説明ができず問題と

なった事例がある。

災害復旧事業の申請にあたって添付することになっている被災図（被災前後の状況を明記したもの）、被災写真、設計図、気象資料等は、気象等観測結果の裏付けとなるばかりでなく、それ自体が被災状況等の説明資料であるとともに被災の確認のためにも重要な資料である。しかも、これら資料は査定の際に使用されるばかりでなく、査定後においても会計検査院の検査等に使われる重要な資料であるため、現地の状況が変化しても被災時における被災施設の現況及び被災状況等が説明でき被災程度が確認できるよう十分に整備しておかなければならない。

今後、災害復旧事業における添付図面（被災図、被災写真等）及び気象資料等の整備については、さらに、指導の強化を図るとともに一層、厳正な査定を実施するよう万全を期されたい。

なお、貴管下都府県に対してもこの旨周知徹底を図られたい。

### 3-4 災害復旧事業における「インターネットを利用した気象資料の活用」について

平成20年7月7日

（農村振興局防災課課長補佐から各地方農政局防災課長、  
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業開発課長、  
北海道農村整備課長あて）

農地・農業用施設等の災害査定時に調査する災害発生時の気象資料については、従来、地方気象台等の公的機関の長が証明するものを添付することとしていたが、災害復旧業務の手続きの簡素化、合理化に係る要望として、気象資料に係る添付資料の簡略化等を求める声が多くあったところです。

このため、業務改善の取組事項の一環として、下記の内容により、災害復旧事業におけるインターネットを利用した気象資料の活用を可能とし、平成20年災害にかかる今後の査定から実施することとしたので、このことに留意のうえ対応して頂くようお願いいたします。

については、貴職より関係機関に対して、周知をお願いします。

#### 記

1. 添付する気象資料が、既に公的機関がインターネットで公表しているもの（気象データ等）である場合は、原本証明は省略できるものとする。
2. なお、インターネットから印刷する際には、公的機関のデータであることが確認出来るよう、データと併わせてURLをすべて表示するものとする。

### 3-5 インターネットを利用した気象資料の活用 に係る URL の表示について

平成20年7月7日

（農村振興局災害査定官から各地方農政局災害査定官、  
沖縄総合事務局災害査定官、北海道開発局農業開発課長補佐、  
北海道農村整備課主幹あて）

このことについて、平成20年7月7日付け農村振興局整備部防災課長補佐（災害第2班）名「災害復旧事業における（インターネットを利用した気象資料の活用）について」により連絡したところですが、気象資料が公的機関のデータであることが確認できるよう、データと併わせてURLをすべて表示することの取り扱いについては、下記のとおり整理したので送付します。

#### 記

1. インターネットから直接印刷する際にURLがすべて表示されない場合にあっては、印刷した資料にURLのすべてを手書き又はその他の方法で記録する。
2. なお、上記データについては、災害査定時においても当該ホームページから確認が可能なものに限る。
3. URL表示の資料作成例を別紙に示す。

### 3-6 地籍調査結果の活用について

昭和54年4月11日

(構造改善局災害査定官から地方農政局災害査定官、  
沖縄総合事務局災害査定官あて)

「国土調査促進特別措置法」(昭和37年5月法律第143号)に基づき、国土庁が計画的に実施している。地籍調査結果を被災時の現況の確認、被災図の作成、復旧すべき農地面積の算定、災害査定設計書添付図面の作成等に積極的、効率的に活用し、災害査定業務の円滑化を図るよう事業主体等を指導されたい。

### 3-7 災害復旧事業における「水土里情報システム等のGISや航空写真の活用」について

平成25年9月9日

(農村振興局防災課課長補佐(災害班)から各地方農政局防災課長、  
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業整備課長、  
北海道農村整備課長あて)

農地の復旧面積及び被害面積については、実測によることを原則とし、既に国土調査による確定測量等が実施されている場合は、この面積を活用するよう指導してきたところです。

近年、水土里情報システム等のGISや航空写真(以下、「GIS」という。)の整備が進み、全国的に災害復旧事業における農地面積の算定等への活用が可能となってきたこと及び災害復旧事務手続きの簡素化、合理化としてGIS活用の要望が多いことから、下記により平成25年災害以降に係る今後の査定からGISの活用を可能としましたので通知します。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

#### 記

1. GISは、原則として、農地面積算定、傾斜度算定のための水平距離測定及び平面図の基図として活用できるものとする。
2. 農地面積算定等に活用する航空写真(デジタルオルソ画像)

は、測量法（昭和24年法律第188号）第41条第2項の規定に定める十分な精度を有すると認められたものとし、航空写真の階調（写真全体の明暗等）や鮮明度（色ズレやボケ等の有無）等を確認の上、活用するものとする。

### 3－8 GISを活用した農地面積等の算定における 留意事項について

平成25年9月9日

（農村振興局防災課災害査定官から地方農政局災害査定官、  
沖縄総合事務局災害査定官、北海道開発局農業整備課長補佐、  
北海道農村整備課主幹あて）

このことについて、平成25年9月9日付け農林水産省農村振興局整備部防災課課長補佐（災害班）名「災害復旧事業における『水土里情報システム等のGISや航空写真の活用』について」により連絡したところですが、GISの農地面積等算定への活用に際しては、下記事項に留意し運用するものとし、適切な指導をお願いします。

#### 記

1. GISを活用する市町村は、復旧箇所農地の現況と航空写真の区画形状が一致しているか現地で確認するとともに、数箇所（原則5～6箇所以上）の農地面積について、GISによる算定面積と現地測量による面積との差（以下、「GISによる面積差」という。）を把握の上整理するものとする。
2. GISを活用する場合は、災害査定時に測量法第40条第1項に規定する公共測量成果の提出書の写し（デジタルオルソ作成成果品検定記録書を含む。）及び同法第41条第1項に規定する国土地理院の長の通知の写し並びに1の整理結果についても併せて提出するものとする。
3. 復旧限度額算定における農地面積等算定のためのGISの活用は、市町村毎のGISによる面積差を考慮した場合でも、明らかに復旧限度額が復旧事業費を上回る場合に限るものとする。

（計算例）

A市 確認筆数 6筆

GISによる算定面積と現地測量による面積との差  $-8\% \sim +6\%$

以上より、A市での面積差率は、上記結果並びに他地区の検証事例（63筆）より、安全を見込んで20%とする。

A市Bほ場 GISによる算定面積 1,000m<sup>2</sup>

傾斜度 2度、1アール限度額 305千円

Bほ場の復旧限度額 3,050千円、復旧事業費 2,000千円

$3,050\text{千円} / 2,000\text{千円} = 1.53 \geq 1.2 : OK$

4. 河川氾濫等による農地への土砂流入又は耕土流出の場合の被害面積算定のためのGISの活用は、市町村毎のGISによる面積差を考慮した場合でも、土砂流入又は耕土流出に係る1箇所の復旧事業費が明らかに40万円を上回る場合に限るものとする。
5. その他GISの活用の際に疑義が生じた場合は、査定時に確認するものとする。

### 3-9 査定設計書添付写真の作成について

平成25年9月19日

（農村振興局防災課課長補佐（災害班）から各地方農政局防災課長、  
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業整備課長、  
北海道農村整備課長あて）

迅速な災害復旧に資するため、トータルステーション又はGPS測量により査定用設計図面を作成する場合の全景及び横断写真の撮影については、従来の手法に加えて下記による簡略化を可能としたので通知します。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

#### 記

1. 全景及び横断写真の撮影については、起終点、各測点及び横断測線の端部にポールのみを設置することにより距離測定のためのリボンテープ等の設置は省略できるものとし、設計図面に基づき

- 引き出し線により主要な寸法（高さ、距離）を写真上に表示するものとする。
2. 机上査定を予定している箇所は、全景写真で主要な寸法が確認できるようボンテープ、水平ポール等の設置若しくは写真上にスケール（引き出し線に目盛を表すことでも可）を添付するものとするが、正面からの撮影ができず、写真から主要な寸法が明確に読み取れない場合は、従来どおりの撮影方法とする。
  3. 被災前形状を全景・横断写真に表示する必要がある場合は、写真に線画表示する。
  4. 被災状況及び構造物等詳細写真については従来どおりとする。

なお、本取り扱いは、平成25年9月20日以降に災害査定を実施する場合に適用することとし、今後、効果の検証、課題の抽出を行うこととする。

### 3-10 写真測量を用いた査定設計書添付図面等の作成について

平成26年5月12日

（農村振興局防災課課長補佐（災害班）から各地方農政局防災課長、  
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業整備課長、  
北海道農村整備課長あて）

災害復旧事業の査定設計書に添付する図面の作成については、実測による作成に加えて、平成25年9月9日付け農林水産省農村振興局整備部防災課課長補佐名「災害復旧事業における「水土里情報システム等のGISや航空写真の活用」について」により実施しているところです。

近年、写真測量精度の向上により、写真測量を用いた平面図、横断図等の作成が可能であることから、下記事項に留意の上、平成26年発生災害に係る申請から適用可能としましたので通知します。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

## 記

1. 写真測量を用いた図面を使用する際には、実地査定時に主要な被災延長、寸法を実測し、図面と照合すること。なお、机上査定で写真測量を用いた図面を使用する際には、現地の主要な延長、寸法が分かるような状況写真を添付すること。
2. 写真撮影に当たっては、被災状況が明確となるよう必要に応じて草刈等を行うこと。また、写真測量ソフトの仕様によっては、ポール等の設置が必要となる場合もあるので留意すること。
3. 写真測量を用いた場合の査定設計書に添付する写真の作成については、平成25年9月19日付け農林水産省農村振興局整備部防災課課長補佐名「査定設計書添付写真の作成について」に準じることができる。
4. その他写真測量の使用に際し疑義が生じた場合は、査定時に確認するものとする。

### 3-11 査定設計書の添付図面及び写真の作成について

令和3年4月26日

(農村振興局防災課災害対策室長から各地方農政局農村振興部防災課長、  
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長、北海道開発局農業水産部  
農業整備課長、北海道農政部施設保全教育課長あて)

災害復旧事業の査定設計書に添付する図面の作成については、実測による作成に加えて、「災害復旧事業における「水土里情報システム等のGISや航空写真の活用」について」(平成25年9月9日付け農村振興局整備部防災課課長補佐)及び「写真測量を用いた査定設計書添付図面等の作成について」(平成26年5月12日付け農村振興局整備部防災課課長補佐)事務連絡により実施してきたところであり、査定設計書の写真の作成については「査定設計書添付写真の作成について」(平成25年9月19日付け農村振興局整備部防災課課長補佐)事務連絡により実施してきたところです。

近年、技術の向上により高度な測量技術が実用化され、これにより得られたデータは、被災時の的確な情報収集、査定設計書の添付写真、図面作成等にも利用可能で、災害復旧事業の適切かつ効率的

な実施に有用なものとなっています。

このため、査定設計書の添付図面及び写真の作成については、従来の手法に加えて下記によることとし、令和3年発生災害に係る申請から適用可能としましたので、三次元点群測量などの積極的な活用をお願いします。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

## 記

### 1 査定設計図書添付図面及び写真の作成

三次元点群測量などによる点群データからの図面作成を可能とする。また、取得した点群データから画像を作成できる場合は、査定設計書に添付する写真をこの画像に代えて使用出来るものとし、起終点、各測点及び横断測線を示すポール、距離測定のためのリボンテープ等の設置は省略出来るものとする。

ただし、画像は被災状況が判読可能なデータを使用し、画像に起終点、各測点、横断測線及び主要な寸法（高さ、距離）を明示するものとする。

なお、画像が不明瞭な場合は、必要に応じて補足する写真を添付するものとする。

### 2 崩壊地等の危険箇所等における取り扱い

崩壊地等の危険箇所等において、ポールの設置、リボンテープによる計測等が困難な場合は、UAVによる写真撮影などの活用を検討し、危険回避等に努めるものとする。

なお、通常の写真撮影においても、現地で確認した起終点等が写真又は画像で明確化できれば、撮影後の写真に起終点等を示すことによりポール等の設置を省略することも可能である。

### 3 その他

その他、疑義が生じた場合は、その都度確認するものとする。

### 3-12 査定設計書作成にあたる工種の適用区分について

事務連絡

平成21年6月29日

(農村振興局防災課災害査定官から各局災害査定官あて)

このことについて、平成21年6月29日付け農村振興局長名「農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領の一部改正」及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業設計書作成要領の一部改正」がされたが、工種の適用区分について、別紙-1により整理したため参考送付する。

別紙－1

工種区分		災害復旧工事で考えられる項目とその内容		
工種区分	工種内容	項目	主な被災内容	主な復旧工法
ほ場整備工事	農地の区画整理(道路,用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事,客土工事を単独で行うものを含む)工事	農地(田面,畑面,畦畔)	・畦畔や法面部の崩壊 ・田面,畑面の被災	・練積ブロックによる復旧,他にふとん籠,石積工など。 ・客土,基盤整形,表土扱い等
農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む)工事			
農道工事	道路の新設・改修工事(舗装工事を含む)	道路	・路面,路盤,法面等の被災	原形復旧又は新設
水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお,シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	農地保全(地下水排水路)	・排水トンネル	原形復旧又は新設
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事,排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等を含む)でこれと同時に施行される附帯構造物工事	水路(用水,排水)	・水路本体や法面等の被災	原形復旧又は新設
		農地保全(地表水排水工)	・排水路,承水路,集水路原型	復旧又は新設
		地すべり工事(抑制工)	・地表水排除工	原形復旧又は新設
河川及び排水路工事	普通河川の改修及びこれに準ずる排水路の工事で掘削,築堤,護岸,根固め及びこれに類するものを行う工事 柵渠,連節ブロック,張ブロック,鋼矢板,コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	堤防	・干拓堤防,輪中堤防又は海岸堤防の堤防や樋門などの欠壊	原形復旧又は新設
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし,畑かん施設工事並びに推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	水路(用水,排水)	・管水路及びボックスカルバート等の被災	原形復旧又は新設
畑かん施設工事	樹枝状管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事			
干拓工事	ポンプ浚渫船,グラブ浚渫船,バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)			
海岸工事	海岸工事であって,次に掲げる工事 堤防工,突堤工,離岸堤工,消波根固工,護岸工,樋門(管)工,河口浚渫,水門(閘)工,養浜工,堤防地盤処理工及びこれらに類する工事	海岸堤防	・根固土,突堤工,消波工,排水工,擁壁工,法保護工等の海岸施設の被災	原形復旧又は新設
コンクリート補修工	コンクリートの補修工事であって,次に掲げる工事 表面保護工法,ひび割れ補修工法,断面修復工法,目地補修工法及びこれらに類する工事。ただし,管水路内工事を除く。	水路(用水路,排水路)	・開水路,ボックスカルバート,水路トンネル等の被災	原形復旧
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって,次に掲げる工事 橋梁(上部・下部),樋門(管),頭首工,用排水機場(下部・基礎),水路橋(上部・下部),貯水槽及びこれらに類する工事	頭首工	・堰体,取水施設等の破損流失	原形復旧又は新設
		揚水機(土木関係)	・下部,基礎工の被災	原形復旧又は新設
		橋梁(上部・下部)	・農道橋の被災	原形復旧又は新設
その他土木工事(2)	他のいずれにも該当しない工事で,次に類するものを行う工事 沈砂池,地すべり防止工,ダム等の補修,工用ポーリング・グラウト,ため池	ため池	・堤体の崩壊 ・洪水吐,斜樋,底樋等の破壊 ・ため池周辺護岸の崩壊	原形復旧又は新設
		農地保全(地下水排水路)	・集水井,排水ポーリング	原形復旧又は新設
		農地保全(抑止工)	・擁壁,杭打ち,樁工,等の被災	原形復旧又は新設
		地すべり防止施設(抑制工)	・地下水排除工	原形復旧又は新設
		地すべり防止施設(抑止工)	・杭工,アンカー工,擁壁工	原形復旧又は新設
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事			
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)			

\*:工種の適用にあたっては,計画概要書作成時に被災内容と復旧工法を勘案して決定すること。

### 3-13 産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費の計上に伴う計画概要書等の記載内容の追加について

平成26年6月19日

(農村振興局災害対策室長から地方農政局防災課長、  
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて)

「農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（平成5年6月16日付け5構改D第421号構造改善局長通知）」及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業設計書作成要領（平成5年6月16日付け5構改D第422号構造改善局長通知）」の一部が改正されたことに伴い、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年農林省告示第1487号）及び海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号）第3条に規定する様式の記載内容を下記のとおり追加し、本日以降の災害査定に適用することとしたので、御了知の上、適切な対応をお願いします。

なお、貴局管内の関係機関には、貴職からこの旨通知されたい。

#### 記

##### 1. 農地・農業用施設

農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件別紙第1表の災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）の摘要欄に産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費を記載すること。

##### 2. 海岸及び地すべり防止施設

海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令第3条に規定する様式（第3号様式第1表）の摘要欄に産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く工事費を記載すること。

1. 災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）

別紙  
第1表

平成 年災害復旧事業（補助）計画概要書

災害名及び被災年月日	台風号 (月水害)	平成	年	月	日	関係面積	ha	
地区及び箇所番号						受益面積	ha	
施行位置	郡市	町村	字				受益戸数	戸
事業主体名								
工種		緊急 順位				直営又は 請負の別		
区分	事業量	事業費	摘要					
総事業		千円						
うち未成		千円						
うち転属		千円						
差引		千円	産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費 千円					
災害原因及び被災状況								
復旧工事計画								

第3号様式  
第1表

年 災 復 旧 工 事  
設 計 書

都道府県（市町村）名

				設計審査 者	氏 名	設計 者	印	氏 名	印
災害年月 日	年 月 日			工 事 概 要					
工事番号	第 号								
施設の名 称									
施行位置	郡 市	市 村	大字 地内						
	申 請	決 定	摘 要						
工 事 費	金 千 円	金 千 円	<u>産業廃棄物処理費及び事業損失防止施設費を除く工事費</u> 千円						
うち未 成	金 千 円	金 千 円	年災 次 第 号						
うち転 属	金 千 円	金 千 円	次 第 号						
被災原因 その他									

### 3-14 災害復旧事業の申請時における産業廃棄物 処分費及び事業損失防止施設費の計上について

平成26年6月19日

(農村振興局防災課災害査定官から地方農政局災害査定官、  
沖縄総合事務局災害査定官、北海道農村整備課主幹あて)

災害復旧事業の査定設計書に計上する産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費については、「農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（平成5年6月16日付け5構改D第421号構造改善局長通知）」及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業設計書作成要領（平成5年6月16日付け5構改D第422号構造改善局長通知）」の一部が改正されたところですが、細部運用について下記事項による取扱いとしたので通知します。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

#### 記

申請時に産業廃棄物の処分先や処分費用が確定している場合は、査定設計書に産業廃棄物処分費を計上できるものとする。また、申請時に濁水処理等の必要性が明確な場合は、査定設計書に事業損失防止施設費を計上できるものとする。

なお、「災害復旧事業の質疑応答集（2008年版）」においても、別添（省略）のとおり取扱うものとする。

(別添)

(5) 災害復旧事業において取壊しコンクリートやアスファルト等の産業廃棄物が発生する場合に、査定設計書ではどのように取扱うのですか。

取壊しコンクリート等の産業廃棄物処分場が確定している場合は、処理費用を申請時に計上できます。なお、暫定法第2条第6項で定める1箇所の工事の費用は、当該費用を除く事業費が40万円以上であることが必要です。また、処分場が確定している場合は、処分場までの運搬費用（処分場が未定の場合は2km程度の運搬費用）を計上しておくことはできます。

(6) 災害復旧事業において濁水処理対策、振動対策、騒音対策等の事業損失防止施設費が必要な場合は、査定設計書ではどのように取扱うのですか。

事業損失防止施設費用については、申請時に必要性が明確な場合は計上できます。なお、暫定法第2条第6項で定める1箇所の工事の費用は、当該費用を除く事業費が40万円以上であることが必要です。

### 3-15 当該年発生災害を当該年度単価等の決定前に査定をする場合の事業費の決定について

昭和58年4月21日

(構造改善局災害査定官から、地方農政局災害査定官、  
沖縄総合事務局査定官、北海道農業水利課長あて)

従来1月から3月までに発生した災害については、前年単価等で仮決定を行い、新単価等が決定され次第、すみやかに本決定を行ってきたところであるが、今後は新単価が決定されるまでは、前年単価等で本決定をすることとしたので通知する。

従って、昭和49年3月28日付標題については廃止する。

なお、昭和58年災害に限り、当該4月から新単価等決定までの間に災害査定を行う必要のある場合は、従来どおり仮決定を行うこととする。

(注) 単価等とは、単価・歩掛のことである。

### 3-16 農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による 査定事務処理要領

	昭和49年7月26日	49構改D第625号
改正	昭和50年6月24日	50構改D第483号
〃	昭和54年3月30日	54構改D第203号
〃	昭和62年5月25日	62構改D第554号
〃	平成5年6月16日	5構改D第423号
〃	平成12年4月1日	12構改D第257号
〃	平成29年2月1日	28農振第1785号

(構造改善局長から地方農政局長、沖縄総合事務局長、  
北海道知事あて)

#### (適用)

**第1** 農地・農業用施設災害復旧事業の査定事務については「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号。以下「法」という。)  
「同法施行令」(昭和25年政令第152号。以下「令」という。)  
「同法施行規則」(昭和25年農林省令第94号)  
「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める農林省告示」(昭和43年農林省告示第1487号。)  
「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」(昭和40年8月10日付け40農地D第1130号。以下「要綱」という。)等により、行っているところであるが、別に定める工事内容については、原則として、第2に定める総合単価により、計画概要書を作成するものとする。

#### (総合単価)

- 第2** 総合単価は、要綱第7の定めるところにより、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 2 前項の総合単価は、平均的な基本単価、歩掛及び数量を標準とし、要綱第8に定める本工事費及び現場条件等を総合的に勘案して、原則として、都道府県別及び工事内容別に定めるものとする。
- 3 総合単価を使用する場合の計画概要書の作成方法等については、前項に定めるもののほか、別に定めるところによるものとする。

### 3-17 農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による 査定事務処理要領の運用について

昭和49年7月26日  
改正 昭和50年6月24日  
// 昭和54年5月29日  
// 平成元年4月1日  
// 平成12年4月1日  
// 平成29年2月1日

(構造改善局防災課長から地方農政局防災課長、沖縄総合  
事務局土地改良課長、北海道農業水利課長あて)

農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領(以下「要領」という)については、昭和49年7月26日付け、49構改D第625号により、構造改善局長名をもって通知したところであるが、この要領の運用にあたっては、下記事項に留意のうえ、遺憾のないよう措置されたい。

なお、貴管下都府県に対しても、この旨周知徹底取り計らわれたい。

#### 記

- 1 総合単価を適用する箇所の申請額について  
要領第1の申請額には、内未成額、内転属額及び応急工事費を含むものとする。
- 2 総合単価の取扱いについて
  - (1) 総合単価を適用する工事(以下「適用工事」という。)用途、規格及び単位等は、別表1に定めるところによるものとする。  
ただし、適用工事、用途、規格については、各都道府県の実情に応じて変更することができるものとする。この場合において適用工事を追加しようとするときは、別表1に準じて定めるものとする。
  - (2) 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱(昭和40年9月10日付け40農地D第1130号。以下「要綱」という。)第7の規定により、総合単価について農林水産大臣に協議し、その同意を

得ようとする場合の総合単価表の様式は別表2の例によるものとする。

- (3) 総合単価は、原則として、都道府県を1区域として定めるものとする。

ただし、要綱第7の規定により、農林水産大臣の同意を得た設計単価（総合単価を除く。）が都道府県の区域内において著しく異なる場合は、都道府県を3区域以内に分割して総合単価を定めることができるものとする。

### 3 計画概要書の取扱いについて

- (1) 総合単価を使用する場合の災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下「計画概要書」という。）の作成については、別表3から6までの記載例によるものとする。
- (2) 総合単価を使用する箇所の計画概要書に添付する図面は、平面図、標準横断図及び被害写真とする。
- (3) 応急工事費の算定には、総合単価は使用しないものとする。
- (4) 総合単価を使用して申請額が500万円以上の計画概要書を作成する場合については、本工事費の算定にあたり、別に定める取扱いにより補正を行うものとする。

### 4 査定調書の取扱いについて

査定要領第11に規定する査定調書のほか、総合単価を使用した箇所のみを査定調書を提出するものとする。

別表1

摘要工事内容表

摘要工事	用途	規格	単位	摘要
コンクリートブロック練積工	水路・道路用	控35cm	m <sup>2</sup>	
コンクリートブロック練積工	農地畦畔用	控35cm	m <sup>2</sup>	
コンクリートブロック		控35cm	m <sup>2</sup>	

ク空積工	農地畦畔用			
無筋コンクリート工	水路・道路 用	160kg/cm <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

(様式2) 別表2

総合単価一覧表 (記載例)

適用工事	用途別	規格別	単位	区域別単価			県内1区域の場合	加算金額		適用
				〇〇区域	〇〇区域	〇〇区域		水替のある場合	小運搬距離の長い場合(m)	
コンクリートブロック練積工	水路・道路用	控35cm	m2	18,800	.....	.....	.....	6,000	8,100	
		控35cm	m2	15,000	.....	.....	.....	-	1,800	
コンクリートブロック練積工	農地畦畔用	控35cm	m2	13,300	.....	.....	.....	-	1,500	
		控35cm	m2	13,300	.....	.....	.....	-	1,500	
コンクリートブロック空積工	水路・道路用	160kg/cm2	m2	40,200	.....	.....	.....	10,600		
無筋コンクリート工										

備考 1. 区域別単価には水替えを含まず、資材の個運搬費は小車〇〇m以内（一肩〇〇m以内、又はテラ〇〇m以内）を含む、水替のある場合、小運搬距離の長い場合（小運搬には乗継のある場合を尠食う。）は割増金額を加算する。

2. 区域名は代表的な都市名又は地域名とする。
3. 総合単価の中には、消費税相当額を含むものとする。
4. 適用工事内容別の単価の単位止めは、100円未満切捨とする。

別表3（記載例）

## 平成 年災害復旧時用（補助）計画概要書

被災名及び 被災年月日	台風号 平成 年 月 日 ( 月水害)	関係面積	〇〇ha
地区及び箇所番 号	〇〇-〇〇	受益面積	〇〇ha
施工位置	〇〇 郡 〇〇 町 〇〇字〇 〇〇 市 〇〇 村 〇	受益戸数	〇〇戸
事業主体名	〇〇市 町 村	被災前の 工法	空石積
工種	水路	緊急順位	A
			直営又は請負の 別
区分	事業量	事業費	適用
総事業		962千円	
うち未成		一千円	
うち転属		一千円	
差引		962千円	
被災原因及び被災状況	49.6.15 梅雨前線豪雨		
復旧工事計画	No. 0~No.65 コンクリートブロック練積 No.10~No.20 コンクリート壁		

別表 4 (記載例)

## 事業費総括

費 目	金 額	適 用
工 事 費	千円	
本 工 事 費	855	別紙内訳書参照
附 帯 工 事 費	0	
測 量 及 び 試 験 費	0	
用 地 費 及 び 補 償 費	0	
船 舶 及 び 機 械 器 具 費	0	
営 繕 費	0	
工 事 雑 費	12	$855 \times 0.015$
応 急 工 事 費	81	別紙内訳書参照
事 務 雑 費	14	$948 \times 0.015$
合 計	962	(28,019)

備考：合計の摘要欄の（ ）内数字は、事業費に含まれる消費税相当額（円単位）である。

別表5 (記載例)

本 工 事 費 内 訳 表

費 目	工 種	細 目	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費	コンクリートブロック工	ブロック積	控え35cm	m <sup>2</sup>	10	20,400	円 204,000	小運搬L=200m 19,500+900
	コンクリート工	無筋	水路用	m <sup>2</sup>	15	41,100	616,000	L=200m水替あり 37,400+2,000+1,700
	鉄筋コンクリートU型工		300×300×600	m	10	3,500	35,000	
	計						855,000	

注 複雑な数量計算については、別途に計算書等を添付すること。

(例) 鉄筋コンクリートU型工1.0m当り単価3,500円/m (諸経費込み)

300×300×600

別表6（記載例）

## 応急工事費内訳表

費目	金額	摘要
本工事費	80千円	請負額
付帯工事費	0	
測量及び試験費	0	
用地及び補償費	0	
船舶及び機械器具費	0	
営繕費	0	
工事雑費	1	80×0.015
計	81	(2,359)

備考：計の摘要欄の（ ）内数字は応急工事費に含まれる消費税相当額（円単位）である。

### 3-18 農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による 査定事務処理要領の運用についての別に定める 取扱いについて

平成29年2月1日  
最終 令和元年8月13日  
(農村振興局防災課長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局  
農村振興課長、北海道農村整備課長あて)

農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領（昭和49年7月26日付け49構改D第625号構造改善局長通知。以下「要領」という。）については、平成29年2月1日付けの改正により、総合単価を使用して計画概要書を作成する場合において、申請額が500万円に満たない箇所に適用する定めを廃止したところである。

このことについて、要領第2第3項及び農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用について（昭和49年7月26日構造改善局防災課長通知）第3（4）によるほか、下記により取り扱うこととするので、御了知の上、事業適切な実施に配慮をお願いする。

なお、貴局管内各県主管課長に対しては、貴職からこの旨を通知されたい。

#### 記

- 1 総合単価は、従来どおり、申請額が500万円に満たない箇所の条件で作成するものとし、農林水産大臣と協議し、同意を得るものとする。
- 2 総合単価を使用して申請額が500万円以上となる場合は、総合単価に含まれる農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（平成5年6月16日付け5構改D第421号農村振興局長通知）に定める共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等の諸経費相当額を補正するため、本工事費に、別表1に定める本工事費区分に応じた補正率を乗じるものとする。
- 3 総合単価を使用して申請額が500万円以上の計画概要書を作成す

る場合は、別表2（記載例）のとおり、事業費総括表において補正計算を行うものとする。

別表 1

## 本 工 事 費 補 正 率

本工事費区分	補正率
～500万円未満	1.00
500万円以上～1,000万円未満	1.00
1,000万円以上～2,000万円未満	0.92
2,000万円以上～3,000万円未満	0.92
3,000万円以上～4,000万円未満	0.88
4,000万円以上～5,000万円未満	0.88
5,000万円以上	0.84

別表 2 (記載例)

## 事業費総括表

費 目	金額(千円)	摘 要
工事費	14,940	
本工事費	14,720	(本工事費補正) 本工事費 $16,000 \text{ 千円} \times 0.92 = 14,720$ 千円
附帯工事費	0	
測量及び試験費	0	
用地費及び補償費	0	
船舶及び機械器具 費	0	
営繕費	0	
工事雑費	220	$14,720 \text{ 千円} \times 0.015 = 220 \text{ 千円}$
応急工事費	0	
事務雑費	224	$14,940 \text{ 千円} \times 0.015 = 224 \text{ 千円}$
合 計	15,164	

注：総合単価で算出する場合に限る。

### 3-19 災害復旧事業（補助）計画概要書及び設計書 作成における消費税相当額の取扱いについて

平成元年4月1日

（構造改善局災害査定官から各地方農政局災害査定官、  
沖縄総合事務局災害査定官、北海道施設整備課長あて）

消費税法が施行されたことに伴い計画概要書及び設計書に、消費税相当額を計上することとしたので、下記事項により平成元年4月1日より適用されたい。

#### 1. 基本的事項

- (1) 1箇所工事毎に消費税相当額を見込むものとする。
- (2) 消費税相当額は工事価格に消費税率を乗じて得た金額とする。
- (3) 工事価格は、現行の積算基準により消費税抜きの価格で積算した金額とする。
- (4) 朱入れは従来どおりとする。（但し、決定金額には消費税相当金額を含む）

#### 2. 計画概要書及び設計書の作成

- (1) 積上げ方式による場合  
本工事費は「工事価格」と「消費税相当額」の合計とする。
- (2) 総合単価方式による場合  
「農地、農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用について」の一部改正についてによる。
- (3) 応急工事費、附帯工事費、測量及び試験費の取扱い  
上記（1）又は（2）とする。
- (4) 用地費及び補償費の取扱い  
消費税法第6条の土地の譲渡及び貸付けは非課税取引になっているので消費税額は計上しない。  
ただし、期間が1ヶ月未満の借地料は課税の対象となる。なお、補償工事は本工事費と同様消費税相当額を計上する。

#### 3. 工事雑費及び事務雑費の取扱い

工事雑費及び事務雑費は消費税の入った本工事費等の合計額に所定率を

乗じて求めるものとする。

ただし、用地費は消費税対象額から除き、工事雑費及び事務雑費には消費税額を計上するものとする。

#### 4. 消費税額の表示の方法

- (1) 計画概要書の場合 . . . . . (記入例－1 参考)
- |               |   |
|---------------|---|
| 事業費総括 (第2表)   | 合計の摘要欄に事業費に含まれる消費税相当額を ( ) 書きで記載する。                             |
| 工事費内訳 (第3表)   | 合計の欄上段の工種の欄に消費税相当額と記載し、金額欄に消費税相当額を記載する。また、摘要の欄に消費税相当額の計算式を記載する。 |
| 応急工事費内訳 (第4表) | 計の摘要欄に応急工事費に含まれる消費税相当額を ( ) 書きで記載する。                            |
- (2) 設計書の場合 . . . . . (記入例－2 参考)
- |                 |  |
|-----------------|--|
| 工事費総括表 (第2表)    | 工事費の概要欄に工事費に含まれる消費税相当額を ( ) 書きで記載する。                           |
| 本工事費内訳表 (第3表)   | 合計の欄上段の工種の欄に消費税相当額と記載し、金額欄に消費税相当額を記載する。また、摘要欄に消費税相当額の計算式を記載する。 |
| 応急工事費内訳表 (第11表) | 計の摘要欄に応急工事費に含まれる消費税相当額を ( ) 書きで記載する。                           |
- (3) 単位等  
表示は円単位とし1円未満切捨てとする。

記入例－1

計画概要書の場合

第1表 平成 年災害復旧事業(補助)  
計画概要書

災害名及び被害年月日	台風 号 ( 月水害) 平成 年 月 日	関係面積	ha
地区及び箇所番号		受益面積	ha
施行位置		受益戸数	戸
事業主体名		被害前の工法	
工種	緊急順位	直営又は請負の別	
区分	事業量	事業費	摘要
総事業		千円	
うち未成		千円	
うち転属		千円	
差引		千円	
災害原因及び被災状況			
復旧工事計画			

第3表 工事費内訳

費目	工種	細目	種別	数量	単位	単価	金額	摘要
						円	円	

注 単価表、数量計算表及び構造計算書を添えること。  
 「消費税相当額」と記入する。  
 消費税相当額を記入する。  
 計算式を記入する。

第2表 事業費総括

費目	金額	摘要
工事費	千円	
本工事費		
付帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営繕費		
工事雑費		
応急工事費		
事務雑費		
合計		( )

消費税相当額を記入する。  
(単に ( ) で書く)

第4表 応急工事費内訳

費目	金額	摘要
本工事費	千円	
付帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営繕費		
工事雑費		
計		( )

消費税相当額を記入する。  
(単に ( ) で書く)

記入例-2

設計書の場合

第1表 年災復旧工事

設計書

都道府県(市町村)名

		設計審査者	氏名	印	設計者	氏名	印
災害年月日	年 月 日			工 事 概 要			
工事番号	第	号					
施設の名称							
施行位置	郡市	町村	大字	地内			
	申	請	決	定	摘 要		
工事費	金	千円	金	千円			
うち未成	金	千円	金	千円	年災	次	第 号
うち転属	金	千円	金	千円	次	第	号
被災原因 その他							

第2表 工事費総括表

費 目	金 額	摘 要
工 事 費		( ) → 消費税相当額を記入する。
本 工 事 費		
付 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
船 舶 及 び 機 械 器 具 費		
営 繕 費		
工 事 雑 費		
応 急 工 事 費		

第3表 本工事費内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単位	金額	摘要
								→ 計算式を記入する。

「消費税相当額」を記入する。  
合計の上

消費税相当額  
を記入する。

第11表 応急工事費内容訳表

費 目	金 額	摘 要
本 工 事 費		
付 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
船 舶 及 び 機 械 器 具 費		
営 繕 費		
工 事 雑 費		
計		( ) → 消費税相当額を記入する。

### 3-20 査定前着工の事前打合せ等について

令和4年1月14日

(農村振興局整備部防災課長から各地方農政局農村振興部長、  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)

農地・農業用施設の災害復旧事業において、被災した農地・農業用施設に関連する施設の増破防止や作物、人家、公共用施設等への被害防止、作付時期に間に合う農地の復旧等のために、査定前に復旧工事の全部又は一部を緊急に行う工事（以下「応急本工事」という。）については、これまで、都道府県及び地方農政局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局、北海道にあっては農林水産省農村振興局。以下「地方農政局等」という。）と事前協議を行った上で、着工して差し支えないものとしてきたところである。

この度、応急本工事を迅速に実施できるよう、「事前協議」を「事前打合せ」とし、その取扱いを下記のとおりとしたので、貴局管内関係機関にこの旨周知、助言願いたい。

なお、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号農林事務次官依命通知）第15(2)に基づき算出する工事費用について、同要綱第7の規定によって同意を得た設計単価及び歩掛により難い場合には、農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（平成5年6月16日付け5構改D第421号構造改善局長通知）第2において、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算できることとしているので、併せて周知願いたい。

#### 記

##### 1 事前打合せの対象等

応急本工事の着工に当たっては、次に掲げるものを除き、事業実施主体は都道府県、地方農政局等と事前打合せを行うものとする。なお、事前打合せに当たっては、別添チェックシート及び被災状況写真を提出するものとする。また、事前打合せを要しない場合でも、不明な点等がある場合には、速やかに都道府県、地方農政局等への相談を行うこと。

(事前打合せを要しないもの)

- ・土砂等堆積物の撤去

- ・機械設備、電気設備の復旧（部品の交換等修繕に限る。）
- ・農地畦畔の復旧（法面復旧を伴うものを除く。）
- ・二次製品水路による復旧（構造計算を伴わない小規模なものに限る。）

## 2 財務局への報告

1の事前打合せを行ったものについては、査定の円滑な実施のため、査定前までに地方農政局等から財務局（福岡県、佐賀県、長崎県にあつては財務支局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局）へ応急本工事の概要を報告するものとする。

## 3 その他

応急本工事の実施による事務負担の増加を可能な限り防ぐため、査定を早期に実施できる場合は、査定を速やかに実施すること。

別添

### 査定前着工制度(応急本工事)の打合せにかかるチェックシート

土砂等堆積物の撤去、機械設備・電気設備の復旧(部品の交換等修繕に限る。)、農地畦畔の復旧(法面復旧を伴うものを除く。)、二次製品水路による復旧(構造計算を伴わない小規模なものに限る。)は事業実施主体の判断で実施できます。

事業実施主体担当者： \_\_\_\_\_

施工場所：例：〇〇県〇〇市字〇〇地内

被災状況：例：〇月〇日〇時からの雨により、排水路の山側の法面が崩壊し、水路・道路を塞いでいる。

着工理由：選択して下さい

復旧内容：選択して下さい

工種：選択して下さい

応急本工事の概算金額：概算金額を記載して下さい

別添：被災状況写真

(注意点)  
 ・事業実施主体の判断で実施した場合でも、写真その他の証拠書類等によって被災の状況や工事のしゅん工、工事費の精算等が災害査定時に確認できないものは補助されません。このため、被災写真、復旧写真は必ずいろいろな角度から撮影を行って下さい。また、不明な点がある場合には都道府県、地方農政局等への相談をお願いします。

・補助対象とならない項目(営繕費等)もありますので、初めて応急本工事を実施する場合には都道府県、地方農政局等へ相談するようにお願いします。

・二次災害防止のために必要な土のうや応急ポンプ等の設置は応急仮工事として事業実施主体の判断で実施可能であり、この場合には都道府県、地方農政局等との事前打合せは必要ありません。

・概算金額はどの程度の工事額(工事規模)になるのかを確認し、場合によっては技術指導が必要かを概ね判断するために記載してもらったものであり、業者への見積もりや積算を行わず、概ねの金額を記載してかまいません。最終的には応急本工事費と応急本工事費を除く工事費の合計が40万円以上で災害復旧事業の対象となります。災害査定時までに必要な書類を準備して下さい(事前打合せ時に降雨データや見積書などのチェック内容のバック資料の提出は不要です。)

チェック項目	チェック内容	チェック欄	チェックする内容 (チェック内容が不明な場合には農政局、都道府県に相談して下さい。)
1. 災害復旧事業採択要件のチェック	今回の被災が災害復旧事業の採択要件(日雨量80mm等)に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>	・日雨量80mm、時間雨量20mm等の暫定法や負担法の対象となる異常な天然現象であるか確認する。
	暫定法第2条の農地、農業用施設に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>	・農地(田、畑、わさび田)・農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に該当しているか確認する。
	査定前着工の復旧内容が事務取扱要綱14.1(5)の内容に合致しているか確認	<input type="checkbox"/>	・事務取扱要綱14.1(5)に記載された復旧内容か確認する。
	応急仮工事に該当していないか確認(該当する場合には事業実施主体の判断で実施可能。)	<input type="checkbox"/>	・二次災害防止等のための仮設工事であれば農政局、都道府県の承認は不要となるため確認する。
	査定前着工の復旧内容を含めて工事費が40万円以上となるか確認	<input type="checkbox"/>	・査定前着工制度で行う工事を含めて、全体で40万円未満の場合は災害復旧事業の対象外となるため確認する。 ・応急本工事は20万円以下のものでも応急本工事を含めた工事費が40万円以上で採択されます。
	被災写真が適切に撮影されているか確認	<input type="checkbox"/>	・査定前着工を行う前の被災した写真をきちんと撮影していないと災害査定時に被災事実の確認ができないため撮影した写真(いろいろな角度から複数枚撮影(携帯電話による写真でも良い。))を確認する。
	応急工事費に該当しない経費が計上されていないか確認	<input type="checkbox"/>	・運転労務費や現場管理費、一般管理費等は特に必要と認められない限り、対象とならないため確認する。
2. 工事内容のチェック	復旧内容が最も経済的な工法か確認	<input type="checkbox"/>	・査定前着工制度で復旧した工法より安価な工法がある場合には災害査定時に査定される可能性があるため確認する。
	再度災害防止の観点も踏まえて復旧工法を検討したか確認。	<input type="checkbox"/>	・再度災害防止の観点からの工法の検討がなされているか確認する。
	復旧内容が能力アップ(延長・材質の変更、機能の向上)をしていないか確認	<input type="checkbox"/>	・基本的に原形復旧が原則であるため、能力アップの工法がある場合には災害査定時に査定される可能性があるため、復旧内容を確認する。

注：チェックした項目欄の口にレ印をすること。  
 チェック内容に該当しない場合は二重取消線を引くこと。

**(参考) 査定前着工制度(応急仮工事)にかかるチェックシート**

〔応急仮工事は事業実施主体の判断で実施できますが、災害復旧事業に不慣れな場合には本チェックリストを参考に活用して下さい。〕

事業実施主体担当者： \_\_\_\_\_

施 行 場 所： 例：〇〇県〇〇市字〇〇地内

工 種： 選択して下さい

チェック項目	チェック内容	チェック欄	チェックする内容 (チェック内容が不明な場合には農政局、都道府県に相談して下さい。)
1. 災害復旧事業採択要件のチェック	今回の被災が災害復旧事業の採択要件（日雨量80mm等）に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>	・日雨量80mm、時間雨量20mm等の暫定法や負担法の対象となる異常な天然現象であるか確認する。
	暫定法第2条の農地、農業用施設に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>	・農地（田、畑、わさび田）・農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に該当しているか確認する。
	事務取扱要綱14.1(1)～(4)に該当するか確認	<input type="checkbox"/>	・事務取扱要綱14.1(1)～(4)に記載された復旧内容か確認する。
	応急本工事に該当していないか確認（該当する場合には都道府県及び農政局との事前打合せが必要となる場合がある。）	<input type="checkbox"/>	・事務取扱要綱14.1(5)に該当する応急工事の場合は、都道府県及び農政局と事前打合せ後に着手するため確認する。
	応急仮工事の工事費が20万円以上、かつ、応急仮工事を除く工事費が40万円以上か確認	<input type="checkbox"/>	・応急仮工事は事務取扱要綱14.1(2)で、応急仮工事20万円以上、かつ、応急仮工事を除く工事費が40万円以上を国庫補助の対象としているため確認する。
	被災写真が適切に撮影されているか確認	<input type="checkbox"/>	・査定前着工を行う前の被災した写真をきちんと撮影していないと災害査定時に被災事実の確認ができないため撮影した写真（いろいろな角度から複数枚撮影（携帯電話による写真でも良い。）する。）を確認する。
	工事費の積算を確認するのに必要な契約書、領収書、材料購入の見積等、工事に要した費用を確認できる書類の整備を行っているか確認	<input type="checkbox"/>	・応急工事は災害査定時に決算補助という形で書類の確認を行います。このため、かかった費用を説明する書類の準備が必要です。
応急工事費に該当しない経費が計上されていないか確認	<input type="checkbox"/>	・運転労務費や現場管理費、一般管理費等は特に必要と認められない限り、対象とならないため確認する。	

注：チェックした項目欄の□にレ印をすること。  
 チェック内容に該当しない場合は二重取消線を引くこと。

### 3-21 航空写真等を活用した大規模災害時等における農地・農業用施設の迅速な被害状況の把握について

令和4年4月13日

(農村振興局整備部防災課災害対策室長から各地方農政局農村振興部  
防災課長、沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長、  
北海道農政部農村整備長あて)

近年、自然災害が激甚化・頻発化し、農地・農業用施設（以下「農地等」という。）にも広範囲にわたる甚大な被害が発生しており、被害状況の迅速な把握が難しい状況にあります。

このため、被災自治体において大規模災害時等における被害把握が効率的に行われるよう、官公庁が開設している下記のホームページ等の活用を周知いただくとともに、都道府県の農地等を担当する部署だけでなく、建設・河川等を担当する部署が有している航空写真等についても、可能な範囲で市町村に共有いただくよう、貴局管内の都府県に依頼をお願いします。

#### 記

##### 1 ISUT サイト

ISUT とは、大規模災害時に、関係機関が収集した被災情報等の災害情報を集約・地図化・提供し、自治体等の災害対応を支援する現地派遣チーム（内閣府防災担当所管）です。

以下のアドレスから ISUT が開設しているサイトに入ると、災害情報を入手でき、災害発生時の迅速な被害把握等に活用できます。（別紙参照）

<https://isut.sip4d.jp/>

（ログイン ID、パスワードは内閣府防災担当より各市町村へ配布済み）

##### 2 国土地理院地図サイト

国土地理院の HP に地図情報があり、以下のアドレスから入ると国土地理院電子地形図（空中写真付）と各自治体において被災箇所を撮影した空中写真等と重ね合わせるにより、被害状況を効率的に把握できます。

<https://www.gsi.go.jp/>

##### 3 地理院マップシート簡略版活用マニュアル

国土地理院の HP には地理院マップシートのサイトもあります。以下①のサイトからダウンロードした地理院マップシートによって、被災地の位置、諸元、進捗管理をエクセルにて管理できます。活用マニュアルを農林水産省 HP 以下②のサイトに掲載しています。

①[https://renkei2.gsi.go.jp/renkei/130326mapsh\\_gijutu/](https://renkei2.gsi.go.jp/renkei/130326mapsh_gijutu/)

②[https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai\\_saigai/b\\_hukkyuu/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/)

※以上のサイトについては、農水省 HP（災害対策室）にもリンク先を公開します。

## § 4 査定の実施

### 4-1 農地農業用施設の災害査定の実施について

	昭和40年6月28日	40農地D第745号
改正	昭和47年5月15日	47農地A第816号
〃	昭和53年7月5日	53構改A第1092号
〃	昭和54年5月30日	54構改D第385号
〃	平成10年10月20日	10構改D第559号
〃	平成13年1月5日	12構改A第961号
〃	平成24年4月6日	23農振 第2669号
〃	平成30年3月30日	29農振 第3009号
〃	令和4年4月1日	3農振 第2930号

(農地局長から地方農政局長、沖縄総合事務局長あて)

農地農業用施設の災害査定は短期間に実施する必要があるうえ、非常に箇所数が多く、また工種も多岐にわたるため、査定技術並びに法令等の解釈について相当の個人差を生じている現状である。このような事態を解消し、査定の一層の適正化を期するため今後においては、災害査定業務の責任体制を確立して下記により実施することとしたから査定の適正に万全を期されたい。

#### 記

- 1 1回の査定には次号に定めるところにより査定責任者（主任査定官という）を定め、また主任査定官はその査定に関する全責任を負うものとして、査定調書に記名する。
- 2 主任査定官となる資格を有するものは、組織ごとに別表に掲げる職員とする。
- 3 1回の災害査定は主任査定官とこれを補佐する係官（調査官という。）により構成する。
- 4 主任査定官は災害査定を実施する場合は、当該災害の特殊性を把握して査定方針を決定し、これを各調査官に徹底させるとともに、必要があれば査定実施中、各調査官の調査状況を視察して問題点を処理するとともに査定技術の統一を図る。
- 5 原則として1箇所の申請額が2億円以上のもの、及び本省協議となる条件のものは主任査定官が自ら現地査定を行うものとする。

6 主任査定官は、調査官が現地調査を実施したもののうち、次のものについては、必ず調査結果を聴取し、査定内容に不備があれば、財務省立会責任者（主任立会官という）と協議のうえ訂正するものとする。

(1) 農地復旧

- ア) 区画変更を伴うもの
- イ) 代替開墾を行うもの、又は工種を変更するもの
- ウ) その他保留となるもの、又は問題点のあるもの

(2) 農業用施設復旧

- ア) 施設を統合するもの、又は工種を変更するもの
- イ) 他省庁所管の事業と関係のあるもの
- ウ) その他保留となるもの、又は問題点のあるもの

別表 主任査定官となる資格を有するもの

組 織		職 員
農林水産省	農村振興局整備部防災課	課長、災害対策室長、災害査定官、災害班担当課長補佐、広域災害対策班担当課長補佐、災害班各係長、広域災害対策班各係長
	地方農政局農村振興部防災課	課長、災害対策室長（東北農政局、関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限る。）、災害査定官、課長補佐、災害係長
内閣府	沖縄総合事務局農林水産部農村振興課	課長、課長補佐、災害査定官

#### 4-2 「農地農業用施設の災害査定実施について」の運用について

平成2年2月8日

（構造改善局防災課長から地方農政局防災課長及び沖縄総合事務局土地改良課長あて）

査定技術ならびに法令等の解釈についての個人差の解消と査定の適正化を期するため、災害査定業務の責任体制を確立して実施しているところである。

そのなかで、各都道府県毎に実施する1回の査定には主任査定官を定め、その査定に関する全責任を負うことにしている。しかしながら各局管内において広範囲に災害が発生した場合、主任査定官の確保がむずかしく、査定計画作成上支障が生じる場合がある。そのような場合は、主任査定官の責任が及ぶ範囲を当該査定実施都府県に隣接する他の都府県まで拡大してさしつかえない。ただし、事前に農村振興局防災課災害対策室担当者と打合せられたい。

#### 4-3 ルース台風災害復旧対策に関する閣議決定（抄）

昭和26年10月16日

閣 議 決 定

1 }  
2 } 省略  
3 }

- 4 災害査定は従来各省単独でこれをなしたが査定 of 厳正公平を期するため  
に今回は必ず大蔵省の係官を立会せしめること。
- 5 災害復旧費決定に当っては大蔵省は右の査定を必ず尊重すること。

#### 4-4 （参考）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第7条の規定に基づく検査立会に関する件

改正 昭和26年10月22日 蔵計第2452号  
昭和56年4月9日 蔵計第973号

昭和26年10月8・9両日当局において各財務局主計課長会議を開催し、その際指示した標記の件は建設省所管の事業費について、別紙（1）「公共土木施設災害復旧事業費検査要綱」によるの外その細目については、別紙（2）「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第7条の規定に基づく検査の立会に関する事務処理要領」により実施することとし、昭和26年発生災害中、同法に基き国庫負担の対象となるべき事業費を地方公共団体等別、事業別に明確化して本年度の予算を執行すると共に来年度以降の予算編成の資料とするものであるから、本立会の主旨を各立会官に周知し所期の目的を達するよう御配意を煩したい。

##### 別紙（1）

##### 公共土木施設災害復旧事業費検査要綱

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条の規定による災害復旧事業費の決定に当っては、あらかじめ本要綱に定めるところによる検査を行うものとする。
- 1 災害復旧事業の検査は、主務大臣の命ずる検査官に、大蔵大臣の命ずる大蔵本省又は財務局又は福岡財務支局内の職員を立会官とし、検査に立ち

合わせめるものとする。

主務省の検査官の査定に対しては、大蔵省の立会官は意見を述べることができる。意見の相違するものについては検査の確定を留保し、帰庁の後、協議の上決定するものとする。

1 災害復旧事業の検査に当っては、関係法令の規定を遵守するは勿論であるが、経済効果、公共の利害等の諸条件を十分に勘案して、厳正、適正な決定をなすものとし、いやしくも国費の濫費に流れることのないよう留意すること。

1 災害復旧事業の検査に当っては、復旧事業の緊急性に応じ、左の4段階に区分するものとする。

A 緊急さし措き難きもの

B 復旧の効果著しく大なるもの

C 風土ならびに施設の保全上放置し難しもの

D 比較的経済効果ならびに他に及ぼす影響少きもの

Dに属するものについては、着工前に主務大臣の承認を得るものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業の検査に当っては、建設・運輸・農林の各省は、なるべく合同して同時に検査を行うものとする。

1 本要綱は昭和26年発生災害より実施するものとする。但し既往発生 of 災害についても再度検査を行うものについては、本要綱によるものとする。

#### 4-5 大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設 災害復旧事業査定方針について

平成29年2月1日

(農林水産事務次官から各地方農政局長、都道府県知事、指定都市長あて)

大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針が別紙のとおり定められ、平成29年1月1日以降に発生した災害から適用することとされたので、御了知の上、事業の実施に当たっては、特段の配慮をお願いします。

以上、命により通知する。

大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧  
事業査定方針

平成29年2月1日  
28文第230号  
農林水産事務次官

(趣旨)

第1 大規模災害時における災害復旧事業の査定は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「暫定法施行令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「負担法施行令」という。）、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号）、昭和43年10月1日農林省告示第1487号（農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件）、平成12年3月30日農林水産省告示第449号（林地荒廃防止施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件）、昭和31年11月20日農林省告示第903号（林業用施設林道に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件）、昭和59年8月16日農林水産省告示第1645号（漁業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件）、昭和59年6月21日農林水産省告示第1396号（共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書等の様式を定める件）及びこれらに伴う通知（以下「通知等」という。）のほか、この査定方針の定めるところにより行うものとする。

(対象とする大規模災害)

第2 この査定方針で対象とする大規模災害は、次の各号に掲げる災害とする。

- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定に基づき、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）1から3までのいずれかの基準による激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定（以下「指定」という。）が行われた災害又は内閣府により指定の事前公表が行われた災害（以下「激甚災害」という。）であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2に基づく緊急災害対策本部が設置されたもの（以下「区分S」という。）とする。
- (2) 激甚災害のうち、区分S以外のもの（以下「区分A」という。）とする。

(対象施設)

第3 この査定方針の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、暫定法第2条第1項から第4項までに規定する農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「暫定法施設」という。）並びに負担法第3条第2号、第4号、第5号及び第9号に掲げる海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港のうち農林水産省が所管するもの（以下「負担法施設」という。）とする。

ただし、当該激甚災害に係る施設に限る。

(対象区域)

第4 この査定方針の対象とする区域（以下「対象区域」という。）は、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（負担法施設に限る。）（以下「申請者」という。）において、激甚災害による被害が生じた場合に当該激甚災害に係る対象施設の種類（林業用施設にあつては、林地荒廃防止施設又は林道の別により、共同利用施設、海岸及び地すべり防止施設にあつては、大臣官房、農村振興局、林野庁又は水産庁が所管するものの別による。第5及び第6において同じ。）別の被災箇所数及び被害金額についての農林水産省に対する書面による報告（以下「災害報告」という。）における被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く。）を超えた申請者の区域とする。

(机上査定)

第5 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時にお

いて、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における被災箇所（箇所ごとの被害金額が、暫定法施設にあつては40万円、負担法施設のうち申請者に係るものにあつては120万円、市町村（指定都市を除く。）に係るものにあつては60万円に満たないものを除く。以下「申請予定箇所」という。）を対象施設の種別及び対象区域別に被害金額の少ない順に並べた場合に、それぞれの申請予定箇所数全体のうち、区分Sにあつてはおおむね9割、区分Aにあつてはおおむね7割（農地及び農業用施設についてはおおむね9割）に達する申請予定箇所の被害金額（以下「机上査定上限額」という。）以下となる申請予定箇所については、査定を机上にて行うことができるものとする。

（採択保留）

第6 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における原則すべての対象区域内の被災箇所（箇所ごとの被害金額が、暫定法施設にあつては2億円、負担法施設にあつては4億円未満のものを除く。以下この項において「保留見込箇所」という。）を対象施設の種別に被害金額の少ない順に並べた場合に、保留見込箇所数全体のうち、区分Sにあつてはおおむね9割、区分Aにあつてはおおむね6割に達する保留見込箇所の被害金額（以下「採択保留金額」という。）以上の保留見込箇所については、通知等に規定する金額の基準にかかわらず、採択の保留をするものとする。

（概要書又は設計書に添付する図面等）

第7 暫定法施行令第1条の4に規定する災害復旧事業計画概要書若しくは災害復旧事業補助計画概要書又は負担法施行令第6条第1項に規定する設計書に添付する書類のうち、次の各号に掲げるものの取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによることができるものとする。

- (1) 平面図 平面図又は既存の台帳や国土地理院地図、航空写真を用いて作成する。
- (2) 断面図 代表断面図とする。
- (3) 写真 起点及び終点並びに航空写真等による全景を撮影する。

(一箇所の工事)

第8 暫定法第2条第8項及び負担法第6条第2項の規定に基づき、複数の被災箇所を一箇所の工事とみなすに当たっては、工事の工期や発注単位を勘案して、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することができるものとする。

(机上査定上限額及び採択保留金額の見直し)

第9 机上査定上限額及び採択保留金額については、対象災害の被災状況の全体像が明らかになった時点で、必要に応じて、財務省と調整し、見直すことができる。

(協議設計)

第10 対象区域のうち復興計画等（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第3号に規定する復興計画及び同法第9条に規定する都道府県復興方針をいう。以下同じ。）の対象となる予定の区域又は対象となった区域において、査定時に復興計画等が策定されていないため対象施設の復旧工法の確定が困難な場合における査定の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 申請者は、査定に先立ち、農林水産省と協議の上、策定中の復興計画等の案を勘案した復旧工法を検討し、査定設計書等を作成するものとする。
- (2) 当該査定に係る災害復旧事業の採択に当たっては、事業の実施を保留し、その設計について協議すべき旨の条件を付するものとする。
- (3) 申請者は、策定後の復興計画等と整合性のある復旧工法を検討した後、農林水産省と設計について協議を行うものとする。
- (4) 財務省と調整の上、復旧工法を確定し、実施の保留を解除するものとする。

(事業費の検証)

第11 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、次の各号に定めるとおり事業実施段階での事業費の検証等を実施する。

- (1) 申請者は、事業実施に当たっては、工法等の工夫により、一層の事業費の縮減を図る。

- (2) 申請者は、暫定法施行令第3条第2項及び負担法施行令第7条第1項に規定する農林水産大臣の同意を必要とする設計の変更をするときは、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）に報告する。
- (3) 過年発生災害に係るものについては、原則、発災3年目以降事業完了までの事業費を調査する。

（追跡調査及び査定方法の妥当性の検証）

第12 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、事業実施段階又は事業完了後、次の各号に定める追跡調査を行い、その調査結果に基づき、財務省と大規模災害時の査定方法の妥当性について検証を行う。

- (1) 第5に規定する机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等について現地調査を行う。
- (2) 第5の規定により設定した机上査定上限額について、対象災害に係る全ての査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Sにあっては査定箇所全体のおおむね9割、区分Aにあってはおおむね7割（農地及び農業用施設についてはおおむね9割）に達する査定箇所の査定設計額と机上査定上限額を比較調査する。
- (3) 第6の規定により設定した採択保留金額について、査定設計額が、暫定法施設にあっては2億円、負担法施設にあっては4億円以上の査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Sにあっては査定箇所全体のおおむね9割、区分Aにあってはおおむね6割に達する査定箇所の査定設計額と採択保留金額を比較調査する。
- (4) 第7の規定による図面等を用いた場合、査定設計額と実施設計額との傾向を調査する。

（適用時期）

第13 この査定方針は、平成29年1月1日以降に発生した災害に係る災害復旧事業の査定について適用する。

#### 4-6 激甚災害（本激）に係る災害査定の取扱いについて

令和2年7月31日

（農村振興局整備部防災課長から各地方農政局農村振興部長、  
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

激甚災害（本激）による災害復旧事業については、事業主体が災害復旧事業計画概要書、災害復旧事業補助計画概要書又は設計書（以下「査定設計書」という。）を作成するために必要とした調査、測量、試験又は設計に関する費用について「査定設計委託費等補助」の対象とされるとともに、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（以下「大規模災害査定方針」という。）」を適用しているところである。

今後、大規模災害査定方針を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用について、災害復旧事業の対象とし、査定申請時に計上することとしたので通知する。

この取扱いについては、令和2年発生災害で大規模災害査定方針により実施する災害復旧事業から適用することとする。

なお、貴局管内関係機関にこの旨通知願いたい。

#### 4-7 激甚災害（本激）に係る災害関連事業の概要書等に添付する図面等を簡素化した場合の取扱いについて

令和3年1月15日

（農村振興局整備部防災課長から各地方農政局農村振興部長、  
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

激甚災害（本激）による災害復旧事業については、「激甚災害（本激）に係る災害査定の取扱いについて（令和2年7月31日付け防災課長通知）」により、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（以下「大規模災害査定方針」という。）」第7を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する

る費用について、災害復旧事業の対象とし、査定申請時に計上できることを通知しているところである。

この度、「農業用施設災害関連事業」、「ため池災害関連特別対策事業」、「農地災害関連区画整備事業」及び「海岸及び地すべり防止施設災害関連事業」（以下「災害関連事業」という。）についても大規模災害査定方針第7に準じて概要書等に添付する図面等を簡素化する場合、災害復旧事業と同様に事業採択後に査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用を、災害関連事業の対象とし、申請時に計上できることとしたので通知する。

この取扱いについては、令和2年発生災害で大規模災害査定方針により実施する災害関連事業から適用することとする。

なお、貴局管内関係機関にこの旨通知願いたい。

#### 4-8 机上査定の効率的な実施について

令和4年4月28日

（農村振興局整備部防災課災害対策室長から各地方農政局農村振興  
防災課長、内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長、  
北海道農政部農村整備課長あて）

机上査定の限度額については、「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官依命通知）及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1138号農林水産省農地局長通知）を一部改正し、農地・農業用施設にあっては200万円未満から500万円未満に、海岸及び地すべり防止施設にあっては500万円未満から1,000万円未満に引き上げたところです。今後は5年程度を目安に限度額見直しの必要性について検討するとともに、机上査定におけるデジタル技術の活用などの実態に応じて、申請額以外の適用条件についても必要な検討を行うこととしています。

また、これまでのリモートによる机上査定については、新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の措置として実施してきましたが、今後のリモートによる机上査定については、別添「机上査定の方式について」により実施することとします。

各担当部局におかれましては引き続き、リモートやドローン映像・三次元データ等のデジタル技術の積極的な活用に取り組んでいただき、災害復旧の迅速化、効率化にご協力をお願いします。

なお、このことについて、貴局管内関係機関に周知をお願いします。

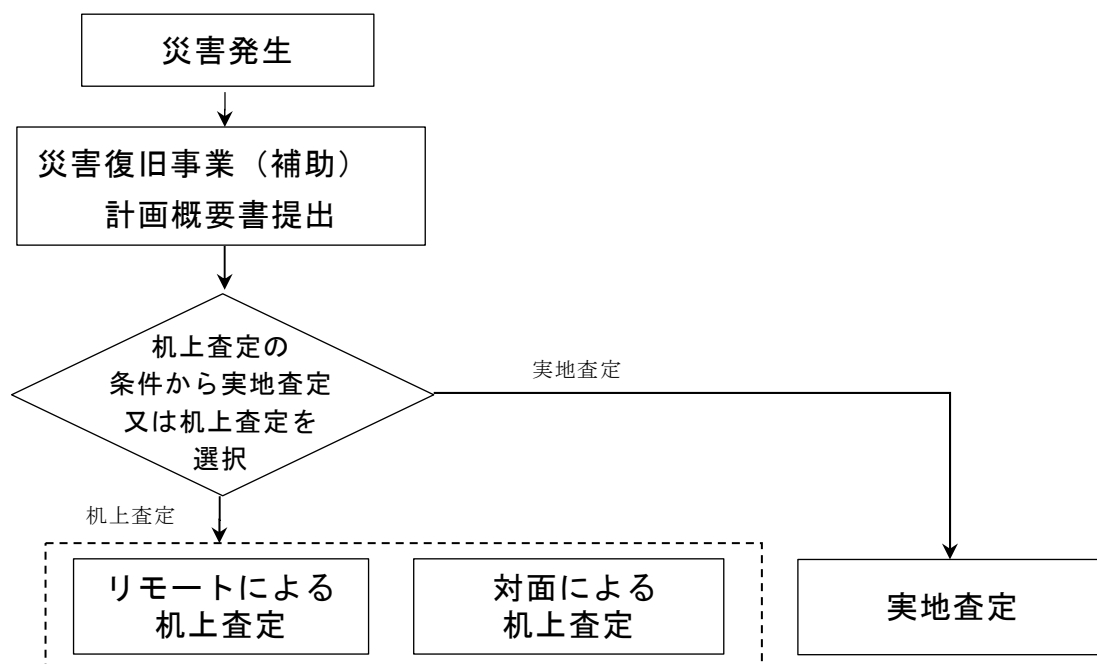
別添

## 机上査定の方式について

### 1. 査定方式

査定方式は実地査定、机上査定の方式があり、机上査定には対面又はリモートによる方法がある。

机上査定における対面又はリモートの選択は、以下によるものとする。



#### 机上査定の条件

「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」により、以下のいずれかの条件に該当する場合は机上査定を選択することができる。

- 申請額が机上査定の限度額未満の場合（農地・農業用施設は500万円、海岸・地すべり防止施設は1,000万円。大規模災害査定方針が適用される場合は別途通知される額）
- やむを得ない理由により実地査定が困難である場合（遠隔地で移動に時間を要する場合、感染症による行動制限等により関係者の集合が困難となった場合等）

#### <机上査定の方法について>

上記の条件を満たしたうえで、査定官、立会官、申請者及び随行者など関係者が、Web会議方式を行える通信環境（音声及び画像の共有）を保持しているか確認し、リモートによる机上査定が可能な場合には、リモートによる机上査定を選択することができる。

## 2. リモートによる机上査定の体制等

- ・ リモートによる机上査定を実施する場合は、査定官－立会官－申請者が3箇所に分かれて実施することも、「査定官＋立会官」－「申請者」、「立会官＋申請者」－「査定官」等、2箇所に分かれて実施することも可能とする。

箇所数については、各地域の人員体制や通信設備、その他の状況に応じて、効率的な査定ができるよう適宜設定すること。

- ・ 申請者は、査定による検算修正に備え、円滑な対応が可能となるようにあらかじめ体制を整えておくこと。
- ・ リモートによる机上査定の方法については、執務室等遠隔地からWeb会議方式（メールや電話の方式を除く）で対応することを基本とし、詳細は別紙「リモートによる机上査定の実施方法」のとおりとする。

**別紙**

## リモートによる机上査定の実施方法

### 1 実施体制

査定官（農林水産省、各地方農政局及び沖縄総合事務局（以下、「農林水産省等」という。))－立会官（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）－申請者（地方公共団体及び団体）の各執務室等（随行者都道府県の執務室も含む）において、Web会議システム、メール及び電話が使用できる環境において実施する。

### 2 申請書類

申請者は、査定官、立会官に対して随行者を経由して事前に申請書類を送付する。

### 3 申請内容説明

冒頭の被災原因等の説明は書面にまとめ申請書類と併せて送付する。  
(査定官と立会官への説明が変わらないように)

### 4 査定方法

通常の机上査定と同様とする。写真の充実を図るとともに、デジタル技術活用の観点からドローンを活用した動画や空撮写真、三次元点群データによる画像等を追加することが望ましい。

また、申請箇所からのリアルタイムの映像を活用することも可能とする。

## 5 申請内容確認

査定官、立会官、申請者及び随行者は、Web会議方式やその他情報通信技術等を用いて質問や回答等を伝達する。

## 6 指示事項

査定官は、Web会議方式により指示事項とする査定や修正などの内容を調整し、三者合意を図ったうえで、付せん用紙（メモ用紙）に指示事項を記入する。

査定官は、立会官及び申請者に電子化した付せん用紙（メモ用紙）を電子メールで送信する。（指示事項を電子メールに直接入力して送信してもよい）

## 7 検算修正

申請者は、検算後、査定官と立会官にメールで資料を送付し、Web会議方式により検算結果の報告及び内容の確認を行い三者合意する。

## 8 査定決定（朱入れ）

リモートによる机上査定においては、三者合意の証として、従来の朱入れに代えて、以下の方法により行うことを基本とする。

ただし、これにより難しい場合等には、農林水産省等に事前に協議する。

### <査定決定までの流れ>

- ① 査定官は、査定票に記載する緊急順位、事業費等の内容について、Web会議方式により立会官及び申請者に確認し、三者合意を行う。
- ② ①の合意を受け、査定官は査定票の査定欄、査定内容欄及び氏名欄に決定した内容と査定官及び立会官の氏名を記入する。なお、立会官の氏名は代筆であることを明らかにするため、氏名の後に（査定官代筆）を記入する。
- ③ 査定官は査定票をWebの画面上に表示又は立会官及び申請者に電

子メールで送信し、査定票に記入した査定欄及び査定内容欄の記載内容を口答で読み上げ、三者が相互に確認したうえで決定する。

#### ＜査定決定後の書類確認＞

④ 査定官はすべての査定が終了した後に、リモートにより行った机上査定のための査定票（③まで実施したもの）を電子化し、立会官及び申請者に査定票を電子メールで送信する。

※③において査定票を送信済みの場合は不要

⑤ 査定官が記入した査定票を三者が有することで、査定決定の証拠とする。

#### ＜その他＞

上記の電子メールには、随行者を同報するものとする。

査定決定後の書類確認（④）等は、都道府県内において異なる申請者から複数の申請がある場合など、都道府県が一括して実施することにより査定事務の効率化が図られる場合などは、都道府県を介して事務を行うことは差し支えない。

#### ○相談窓口

問題が発生した場合などにおける相談窓口は、地方農政局等の査定官又は地方農政局等担当係とする。（地方農政局等とは、北海道の査定にあつては農林水産省農村振興局、沖縄県の査定にあつては内閣府沖縄総合事務局、その他都府県の査定にあつては各地方農政局をいう。）

#### ○その他

検算等に時間を要する場合、再開時間を設定し査定官と立会官に連絡する。

査定官、立会官、申請者及び随行者は、使用する情報処理機器（パソコン）などの電子機器やソフトウェアについて、セキュリティ対策されたものを使用するものとし、事前に通信環境や動作などを確認したうえで実施すること。

## § 5 計画変更及び増高申請

### 5-1 農地・農業用施設災害復旧事業計画概要書等 の変更の取扱いについて

平成12年4月1日

最終改正 令和3年11月10日

(構造改善局防災課長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局長、  
北海道農業水利課長あて)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令169号。以下「令」という。)第3条第2項に規定する事業費決定後の災害復旧事業計画概要書及び災害復旧事業補助計画書(以下「計画概要書」という。)の変更については、同条第3項並びに農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則(昭和25年農林省令94号。以下「規則」という。)第3条及び第5条に規定しているが、その細部については下記により統一して運用することとする。

また、規則第2条第1号及び第2号並びに農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件(平成12年農林水産省告示第453号。以下「範囲等を定める告示」という。)の第1号及び第3号の軽微な変更は、別紙1のとおりとしたのでこれによって運用されたい。

#### 記

- 1 規則第3条に規定する「当該変更に係る部分を明らかにした上で」とは、協議書(以下「計画概要書変更協議書」という。)を提出する場合には、査定表の写し、変更対照表及び変更の事由を明らかにする写真等の資料を添付することをいう。
- 2 計画概要書の審査に当たっては、査定で認められた基本的事項がそのまま当該事業の事業費及び工法等となるのが原則であり、これを変更するときには法令、要綱等の規定に照らし、厳正に行うものとする。

このため、別紙2「計画変更審査表」に変更事項等を明記するととも

に、審査の責任を確立するため審査責任者は審査表に記名押印すること。

- 3 計画概要書をそのまま実施に移すことが不相当である場合には、現実に即した復旧効果を上げるため、令第3条第2項により、あらかじめ農林水産大臣に協議し、その同意を得て計画概要書の内容に変更を加えることができることとしているが、計画概要書の基本的事項は原則として変更が認められない。したがって、復旧を要する区間、復旧する施設の規模、復旧する工法の程度等は計画概要書の内容に則したものとする必要がある。

また、他事業の合併施工の場合における災害復旧費の負担区分は計画概要書等樹立時に決定した費用負担区分の基本思想を変更するものであってはならないものとする。

- 4 災害の査定は、原則として箇所毎に現地調査を行い、被災事実、被災後の現地の状況等を確認し、法令等の適用の可否、復旧工法の適否等を検討し、申請内容の適否を判断したものである。これによって決定された計画概要書の内容は何らかの条件又は状況の変化がない場合にはみだりに変更を加えることはできない。したがって、原則的には、査定において計画概要書から削除された工事を計画変更で復活することを認めることはできないものとする。
- 5 会計検査院の早期検査によって指摘された工事または設計の内容については、最終的には計画概要書において、減額是正される。したがって、原則として何らかの条件または、状況の変化がない限り減額是正部分を計画変更で復活することを認めることはできないものとする。
- 6 査定時又は計画概要書において認められた復旧工法の機能を超過する工事、すなわち採択の災害復旧事業としての限界を超えるような施設の構造変更等の程度超過工事を計画変更で認めることはできないものとする。

下記の例に類するものは程度超過工事とする。

- (ア) 木造橋を永久構造の橋梁に改めたもの  
(ただし、比較設計の結果安価になる場合を除く。)
- (イ) 頭首工の沈床堰からコンクリート堰への変更  
(ただし、比較設計の結果安価になる場合を除く。)
- (ウ) 溜池の堰堤高のかさ上げ
- (エ) 道路又は橋梁の拡幅
- (オ) 河川管理者の条件（今後の河川改修計画に伴うものを除く。）によらない橋梁のかさ上げ又はスパン割の変更
- (カ) 水路における通水断面の増大等効用増となるもの

- (キ) 堤防断面を増大したもの
  - (ク) 護岸を強化したもの（たとえば空石積を練石積みに改めたもの）
  - (ケ) コンクリートの配合をよくしたもの
  - (コ) 道路の路面舗装（敷砂利を除く。）をしたもの
- 7 復旧施設等に係る水利計算や構造物の安定計算等の設計諸元に誤りがあったため、その設計内容を訂正する必要がある場合にも、その訂正は計画概要書の基本的事項に沿ったものでなければならないものとする。
- 8 査定及び計画概要書樹立後に水勢または地形の変動、増破などの状況変化があったため、工法を査定時に採択された工法と異なるものに変更する場合にも、その工法が「原形復旧が著しく困難または不適當な場合、これに変わるべき必要な施設をすること」と考えられる範囲内であるときには、程度超過工事にならないものとする。
- 9 河川管理者の許可を必要とする事業を実施する場合は、災害復旧事業であっても、河川管理者の許可条件を具備せざるを得ない場合がある。
- 当初査定計画にあっては原則としてこれを考慮せずに査定を行っている関係上、計画変更を行うことはやむを得ないが、災害復旧事業の特殊性、復旧工法の限界につき十分な説明を行い、必要最小限の条件とするとともに、許可条件を文書で接受し、これによって計画概要書の変更を同意できるものとする。
- なお、この場合、災害復旧事業は、災害復旧としての採択流量等について、被災施設が従前の安定度、効用を回復するとともに、それによって従前の河川等の条件を悪化せしめないことを限度としているので、今後の河川改修計画等に見合うものは極力管理者において負担せしめるよう協議するものとする。
- 10 査定及び計画概要書樹立後、何らかの事情により事業を中止又は廃止する場合においては、現地及び営農の状況等を慎重に検討してから決めるものとする。
- 11 一旦中止又は廃止となった工事がその後の状況変化、増破等により、再度国庫補助の対象箇所として申請がなされた場合、その採択について当時の経緯を十分究明した上で行うものとする。
- 12 令第3条第2項の規定に基づく、農林水産大臣の同意の基準は、3から9までに規定するものとする。
- 13 令第3条第2項の規定により、農林水産大臣が都道府県からの協議を受けてから同意するまでに通常要すべき標準的な期間は14日間とする。

## 別紙 1

範囲等を定める告示第 1 号に規定する農林水産大臣が定める範囲を超えない変更であって、

- ①規則第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるもの以外のもの
- ②範囲等を定める告示第 3 号イ及びロ以外の変更

は次に掲げるものとする。

### (1) 形状、寸法又は材質

- ア 蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む）、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトの形状、寸法又は材質の変更
- イ 施設内外の電線等工事の変更

### (2) 位置

- ア 蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む）、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトを設置する位置の変更
- イ 操作室の位置の変更
- ウ 農地保全施設として行う各種工事の位置の変更

### (3) 数量

- ア 水路（堤防も含む）又は道路の延長の 2 割以内で、かつ、15m 以内の数量の変更（ただし、農地保全施設を除く）
- イ 蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む）、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトの数量の変更
- ウ 法面工又は法面保護工の法長又は面積の変更
- エ 農地保全施設として行う各種工事又はため池工の斜樋、底樋若しくは豎樋の数量の変更
- オ 土工量、流用土量、購入土量又は敷砂利量の変更

### (4) その他

- ア 誤測又は違算の訂正、入札差金に係る変更
- イ 設計労務単価若しくは設計資材単価の 1.3 倍以内の変更又は歩掛の 1.3 倍に相当する歩掛以内の変更
- ウ 資材の採取場所若しくは購入場所又は現場発生材の搬出場所の変更に伴う運搬費用又は投棄料の変更

- エ 小運搬距離又は運搬方法の変更
- オ 土工の使用機械の機種又は転圧方法の変更
- カ 蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む）、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトの間での交互の変更
- キ 仮設工の変更

別紙 2

<p>計 画 変 更 審 査 表</p> <p>平成    年 災</p> <p>記</p>							
工種	数量	査定額	前回変更額	回目	今回変更額	増減	備 考
<p>年 月 日 審査</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">審査官</p>							

## 5-2 計画変更の取扱いについて

昭和50年8月21日

(構造改善局防災課長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局  
土地改良課長、北海道農業水利課長あて)

農地農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業並びに海岸災害復旧事業、海岸災害関連事業の計画変更にあたっては、災害査定趣旨に基づいて慎重に取扱うとともに、状況変化等により事業費が大きく変動する場合のほか、下記事項については、特に事前にその計画変更の内容について関係財務局(部)の監査官と協議し、遺憾のないよう処理するものとする。

### 記

全体計画の基本的事項に係るもので、特に協議を必要と認められるもの。

(注) 状況変化がない場合における実施段階の精査、水理計算及び安定計算の訂正等による事業量又は工事内容の変更。

## 5-3 計画変更の取扱いについての一部改正について

令和3年12月10日

(農村振興局災害対策室長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局  
農村振興課長、北海道農村整備課長あて)

令和2年3月31日付け防災課災害対策室長事務連絡により定めている計画変更の取扱いについての一部改正について下記のとおり改正されたので遺憾のないよう適切に対処されたい。

### 記

#### 1. 関係財務局に対する事前協議の範囲

農林水産大臣の同意を必要とする計画変更のうち、以下に該当する場合とする。

##### (1) 状況変化等により事業費が大きく変動する場合

(注) 「事業費が大きく変動する場合」とは、当初決定事業費が、農地にあ

っては200万円以上、農業用施設、海岸及び地すべり防止施設にあっては500万円以上（関連事業もこれに準ずる。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るもののうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものにあつては、当初決定事業費が、農地にあつては1億円以上、農業用施設、海岸保全施設にあつては3,000万円以上）の箇所で、増加し、又は減少する工事費の額、（設計単価又は歩掛の変更及び、総合単価の実施単価への組替えによる増減に係るものを除く。）が、300万円を超え、かつ、変更前の工事費の額の30%に相当する額（その額が1,000万円を超える場合は、1,000万円）を超えるものをいう。

- (2) 全体計画の基本的事項の変更に係るもので、特に協議が必要と認められるもの

(注)「特に協議の必要と認められるもの」とは、次のものをいう。

- ①水利計算及び安定計算等の精査等による基本的事項の変更
- ②地質調査等による対策工法の変更
- ③保留処理箇所における計画変更

## 2. 関係財務局に対する書類の送付

農林水産大臣（注）の承認を必要とする計画変更については、計画変更同意通知（計画変更審査表別紙2）の写しを関係財務局に送付するものとする。

(注) 現在は地方農政局長等の同意となっている。（政令第3条、規則第8条）

## 5-4 農林水産省農村振興局所管の災害復旧事業等の実施について

平成21年4月24日

（農村振興局災害対策室長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長あて）

農林水産省農村振興局所管の災害復旧事業及び災害関連事業（以下「災害復旧事業等」という。）については、従来より、都道府県、市町村等におい

て、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、事業実施要綱・要領等に従った適切な執行に努めていただいているところであるが、なお一層の適切な執行を図るため、下記によることとしたので、よろしく願います。

また、貴管内の都府県、市町村等に対し、この旨の周知をお願いする。

## 記

### 1 計画概要書等の変更に係る事務処理

- (1) 災害復旧事業計画概要書、災害復旧事業全体設計書等（以下「計画概要書等」という。）の変更をしようとするときは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第3条第2項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第7条第1項の規定による条件、事業実施要綱等に基づき、適切な事務処理を行うよう、改めて徹底すること。
- (2) 少なくとも工事請負契約のための設計段階及び工事請負契約の変更のための設計段階において、計画概要書等の変更に係る農林水産大臣協議等の手続（以下「変更協議等手続」という。）の可否を判断すること。
- (3) 工事費の額の変更に伴う事業費の変更については、入札差金を控除しないで変更協議等手続の可否を判断すること。

### 2 財務局との事前協議等

「計画変更の取扱いについて」（昭和50年8月21日付け構造改善局防災課長）及び「計画変更の取扱いについて」（平成元年7月17日付け構造改善局防災課災害対策室長）により、状況変化等により事業費が大きく変動する場合等においては、関係財務局（部）の監査官との協議を行うこと。

また、農林水産大臣同意等を行った計画概要書等の変更については、「計画変更の取扱いについて」（平成元年7月17日付け構造改善局防災課災害対策室長）により、同意等の通知の写しを関係財務局（部）に送付すること。

## 5-5 他事業との合併施行（差額関連事業を含む） の取扱いについて

昭和44年4月（査定官会議指示）

平成6年4月（査定官会議指示）

### 1 設計変更の取扱いについて

他の事業と合併施行（災害優先支出）の事業が当初の設計を変更する事情が生じた場合災害復旧部分であることを確認のうえ、その変更増額を認めるものとする。但し災害復旧事業と他事業の共同の責に起因するもので、両者の負担区分が明確に区分できない場合は、その増額分を負担区分決定時点の割合で按分することが出来る。

（解説）

他事業との合併施行の形態は多様であるが、例えば本災と災害関連との合併において統合頭首工が変更増額される場合すべての形態が本災、関連の当初比率によりその増額分が処理されることは不合理である。極端な場合は、本災の現位置復旧に全く関係のない改良事業分が本災と関連比率により一部本災となったり統合箇所が増破が本災にはねかえったりする場合が考えられるからである。従って合併施行による新事業が増額になっても当初査定における本災分（単増を含める）を差引いたものが他事業の持ち分であることが基本原則である。

（分離不可能とは）

1の但し書きに示す分離不可能の場合を例示すると下記の如くである。但し下記例示以外のものにあってもこれと同様類似のものにあっては当初比率により按分することは差支えない。

（A） 工事中の手戻り

工事実施中の部分が災害その他の事情により手戻りを生じた場合、その手戻りに要する増額は不可分のため当初比率による。

（B） 河川管理者等の条件により変更することが止むを得ない場合

この場合統合前の施設を現位置復旧する場合であっても当然同程度若しくは類似の条件がつくことが想定される場合であって旧施設がすべて部分被災の原形復旧であり管理者等の条件がつき得るべきもない場合は除外される。

（C） その後の調査結果にもとづく想定岩盤線等の変動

旧施設と新施設の位置が接近しており、新施設位置における調査の結果岩盤線等の変動が当然旧施設等にもおよぶと判断される場合

(D) 単価変動のみの場合

(E) 現位置で他事業と合併施行を行う場合の状況変化等

(注意事項)

(A) 本取扱いによれば、その後の災害による、地形、地貌の変動等は不可分の範ちゅうには含まれない（当初の率によって按分することは許されない。）。

即ち「農業用施設災害関連事業の実施について」6（3）関連事業の増破等の取扱いにも示されているとおり「新たな災害による原位置の施設についての増破額は関連事業の未着手、実施中を問わず新たな復旧費の積算はしないものとする。」という取扱いになっているためである。

(B) 本災と関連費の予算配分上の跛行に伴う、残事業費単増の影響については基本的には、予算配分上の問題が費用負担区分の根本に触れることはありえないとの建前より、これを考慮しないこととする。

(例)

関連費が本災より先行して予算執行された場合、残調により残事業費の単増を認めるとすれば本災にかたよった単増が行なわれることがあるとともに逆の場合も起りうるが、これはあくまで予算配分上の問題であって按分比率の基本事項を左右するものではない。

## 2 共同費用の振分方法

他事業と合併施行する場合の共同費用振り分けについては次の各号の1によるものとする。

### ア. 身替妥当支出法

災害復旧事業は原施設の効用回復を目的とする事業であるから効用の増はないので身替建設費によっている。費用振分けの計算結果が身替建設費（災害復旧事業費）を超える場合は、この方法による共同事業費は成立しないということになる。

### イ. 優先支出法

当該共同施設費を負担する各事業（A、B、…）の緊急度を比較した場合、その差が著しくてA事業（災害復旧事業）が早期着工を望むため他事業もこれに同調して負担しなければならない場合は、A事業に優先

支出法を適用する。

#### ウ．水量割支出法

各事業が共同施設から供給又は排除される水量の比率によって負担する方法で、この分担比率の基礎となる水量は瞬間最大水量、特定期間内の総量等が考えられる。

〔 共同費用振分けの考え方については、土地改良事業計画作成便覧  
(構造改善局計画部監修) 参照 〕

## 5－6 災害復旧事業に係る補助率増高申請書等の作成の簡素・合理化について（昭和63年）

昭和63年8月15日

構造改善局建設部防災課調整班長事務連絡

このことについては、下記のとおり取り扱うこととしたので、周知方よろしくをお願いします。

### 記

#### 1 維持管理方式について

昭和58年の臨時行政調査会において「零細補助金の見直し及び災害事務の簡素・合理化を図ること」の答申が出された。

そこで昭和59年に暫定法の改正を行い、採択基準額の引き上げ等により零細補助金については是正を図ったところである。また、災害事務の簡素・合理化の一環として補助率増高事務においては、悉皆審査から抽出審査に改め審査期間を短縮し、昭和60年災から原則として関係耕作者の算出方法を維持管理方式とすることとしたものである。

災害復旧事業の関係耕作者の算出の考え方としては、従来から①直接受益方式、②維持管理方式の併用により行ってきたが、昭和60年災から原則として関係耕作者の算出の方法を維持管理方式としたのは、①補助率増高申請事務の簡素・合理化を図ること②土地改良事業が進み、圃場整備地区等における直接受益方式による関係耕作者の算出に矛盾が生じたこと等によるものである。

維持管理方式による関係耕作者の算出の考え方については、各地方農政局等の発行による「補助率増高申請の手引き」（以下「手引き」という。）で指導されているところであるが、その運用については次のことに注意して取り

扱われたい。

(1) 維持管理区域の設定は、現地の実態に合わせて設定すること。

各局の「手引き」によると維持管理区域の設定に当たっては「合流・分岐」の考え方を原則としているが、全ての合流・分岐で区域指定するのではなく、現地の実態に合わせて設定すること。

また、事務の簡素・合理化の観点から維持管理区域は、現地の実態等により極端に細分化することなく、将来を見通した区間設定することが望ましい。

(2) 維持管理に係る書類の保管、検索に工夫が必要であること。

申請に際しては、膨大な資料となるが、一度作成した資料を翌年以降再使用するために保管、検索等に工夫が必要である。そのため維持管理に係る書類は台帳化することが望ましい。

## 2 その他の簡素・合理化について

(1) 字切図の省略

① ため池、頭首工等施設で従来から維持管理（賦課台帳等）が明確なもの又は水路等施設で区域分割しないものは、ポンチ図、位置図等により、字切図に代えることができるものとする。ただし、受益末端は説明がつくように作成すること。この場合の「説明がつくように」とは、例えば、用水路の末端が河川に合流している、道路側溝に流入している等の説明である。

② 土地改良事業を行った地区で換地図、水路受益系統図等で説明できるものは積極的に使用すること

(2) 耕作者名簿の一連番号

耕作者名簿から耕作者が落ちている場合は、関係個所に一連番号の枝番を加えることで処理できるものとする。ただし、合計欄に注意書として枝番があることを附すこと

しかし、関係耕作者が少人数の場合等は再作成すること

(3) 高率補助該当調査表（星取表）の省略

耕作者名簿を電算化（ワープロ不可）した場合、星取表を省略できるものとする。

(参考)

### 1. 受益戸数（関係耕作者）の定義と考え方

(1) 受益戸数

受益戸数とは、被災した農地又は被災した農業用施設の復旧によって受

益する農地の所有者又は耕作者の戸数のことである。

災害復旧事業計画概要書の受益戸数とは補助率増高申請書における関係耕作者をいう。

## (2) 関係耕作者

関係耕作者とは、その市町村の区域内にある被災農地及び被災農業用施設によって受益している農地のうちその市町村の区域内の農地の所有者又は耕作者で、いわゆる農家一世帯（家族数名で耕作しているような場合は一人とみなす）のことである。

なお、関係耕作者は、受益する農地の所在する市町村に算入するもので、いわゆる属地主義がとられていることから、他の市町村から当該市町村に入作している耕作者は当該市町村に算入する。また、他の市町村に出作している耕作者は他の市町村に算入する。

## (3) 総数の考え方

補助率増高申請、連年災害補助率適用申請及び特別措置適用申請は、一市町村（市町村の合併の特例に関する法律の適用を受ける旧市町村を含む）を単位に申請することとなっている。申請に当たっては、暫定法施行令第5条第1項及び同法施行令第5条の3第1項の「その区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であって当該災害を受けた者の総数」又は、激甚法施行令第16条の「当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行う者で当該激甚災害を受けた者の総数」を満足しなければならないが、条項にある総数については次のように考えられている。

すなわち、最小の総数とは、農地及び農業用施設災害の総数という観点から各々の最小耕作者数と考えられる農地の1人と農業用施設の2人を加えた計3人であると取扱われている。

したがって、一つの市町村を単位に市町村の関係耕作者の数は、必ず3人以上でなければならない。

## (4) 施設の関係耕作者

農業用施設は、暫定法第2条第1項に「農地の利用又は保全上必要な公共的施設」という規定をされているので、農業用施設であっても個人施設は公共的施設とはいえない。従って、農業用施設の関係耕作者数は最小限2人以上であること

## (5) 関係耕作者数の確認の方法

① 通常維持管理による費用等負担の場合は、土地改良区等の当該施設に係る維持管理者名簿、水利組合の名簿、受益者名簿により関係耕作者を

確認する。

- ② 慣行による通常維持管理であって、新たに維持管理者名簿等を作成する場合は、字切図（字図）、土地台帳、耕作者台帳により一筆ごとに関係耕作者を確認する。
- ③ 他事業で施行中又は完了（一部完了を含む）の箇所については、負担金賦課徴収簿に記載の氏名、人員と一致しなければならない。ただし、当該事業の負担金を土地改良区等の定款により当該被災箇所に直接関係のない者を含めて当該土地改良区等の全組合員から徴収している場合にあっては、被災の状況、施設の利用状況、立地条件等を勘案して関係耕作者数を算出する。

## 2. 工種ごとの関係耕作者の算出方法について

工 種	圃場整備完了地区 (平地)	一般地区 (未整備地区等)	備 考
(1)ため池 頭首工 揚排水機場等 の基幹施設	当該施設によるかんがい及び排水区域の維持管理者	同 左	当該基幹施設から下流受益農地に至るまでの被災箇所にあっても同様とする。
(1)水路 幹線用水路 支線用水路 小用水路 幹線排水路 支線排水路 小排水路 用排水路	当該施設によるかんがい区域の維持管理者 農区を基本とした当該施設の維持管理者 圃区を基本とした当該施設の維持管理者 当該施設による排水区域の維持管理者 農区にまたがる当該施設の維持管理者 農区を基本とした当該施設の施設の維持管理者	同 左 区間若しくは区域ごとの当該施設の維持管理者とする。 同 上 同 左 区間若しくは区域ごとの当該施設の維持管理者とする。 同 上 同 上	同 上 一般的には、集落界の範囲内の分岐点（合流点）から分岐点（合流点）とし、原則として溢水、湛水、増破等を考慮しない。 同 上 同 上
(2)農業用道路 幹線農道 支線農道 橋 梁	圃区及び農区を基本とした当該施設の維持管理者とする。	区間若しくは区域ごとの当該施設の維持管理者とする。	一般的には集落界の範囲内の交点から交点とする。基幹農道(大規模農道)の場合は、国道、県道、市町村道との交点から交点とする。
(3)農地保全施設	直接被災区域内の農地の耕作者及び農業用施設の維持管理者並びに安息角等により計算される範囲に係る農地の耕作者及び農業用施設の維持管理者とする。	同 左	機構解析範囲も含むものとする。

用 水 路：かんがい用水を送るための水路。その組織と機能により水源からの水路を幹線水路、これから分岐する水路を支線水路、耕地に沿う水路を小用水路という。

排 水 路：雨水、かんがい余水、地区外からの押し水などの過剰水や残水を集めて排水する為の水路

用排兼用水路：かんがい地域において用水路と排水路を兼用する水路。例えば上流の水田にとっては排水路、下流の水田にとっては用水路になるなど

耕 区：畦畔によって境界が明らかになる耕作上の最小単位

圃 区：水管理を適正に行い得る形状を備えた最大の区画。小排水路と道路などの永久施設に囲まれた区画であり通常 10～15 耕区により構成される。

農 区：その周辺を農道によって囲まれた長方形の区画で、同一条件の水管理及び作業管理を行い得るため、経営、栽培管理及び土地利用計画上の単位とするものである。通常小排水路の両側の 2 圃区を併せて 1 農区とする。

## 5-7 災害復旧事業に係る補助率増高申請等の作成の簡素・合理化について（平成2年）

平成2年9月21日

構造改善局建設部防災課調整班長事務連絡

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしたので、周知方よろしくをお願いします。

### 記

#### 1 箇所別農地等調の省略

従来、補助率増高申請書に添付することとされていた箇所別農地等調については、平成2年から省略することができるものとする。ただし、電算処理を行う過程において省略することができないものについては、従来どおり添付するものとする。

#### 2 字切図の省略

- ① 昭和63年8月15日付け調整班長事務連絡2-(1)-①は次のとおりとする。

『ため池、頭首工等の基幹施設は従来から維持管理（賦課台帳等で市町村長以外の者が証明）が明確なものは、ポンチ図、位置図等により、字切図に代えることができるものとする。ただし、受益末端は説明がつくように作成すること。この場合「説明がつくように」とは、例えば、用水路の末端が河川に合流している、道路側溝に流入している等の説明である。

なお、用排水路・道路等については、従来どおり字切図を添付すること』

- ② 過去に維持管理区域を設定し、国の補助率増高の審査を受けた区域において、当該年に被災した場合は、被災歴調書等により、過去に字切図が審査済みであると確認できるものは、字切図の審査を省略することができるものとする。審査済の確認ができないものは、従来どおりとするが極力過去の字切図を使用すること
- ③ 農地災の字切図は省略できるものとする。ただし、市町村管内図に被災位置を記載すること

#### 3 その他

事務の簡素・合理化を進めるとともに電算化を図り、大災害にも対応でき

る維持管理方式を十分理解し、維持管理区域を設定するようにされたい。

## 5-8 (参考) 平成16年度発生災害における補助率 増高申請事務手続の簡略化について

平成16年11月22日

農村振興局整備部防災課調整班長事務連絡

平成16年発生災害については、7月以降大きな災害が相次ぎ、過去5ヶ年平均の3倍強の箇所数、被害額となっている状況です。

特に、10月以降発生した台風第23号災害、新潟県中越地震災害により災害査定が年内に行えず、通常の高率申請事務では今年度内に補助率が確定できないおそれがある状況です。

これらの状況を踏まえ、補助率増高申請書等の作成については、平成16年災に限り、下記のとおり取り扱うことができることとするので周知方よろしくをお願いします。

### 記

- (1) 災害復旧工事箇所表示図（市町村管内図に箇所を表示したもの）については、省略できることとする。
- (2) 字切図について  
新たに字切図を作成する必要がある場合には、審査時においては被災箇所と関係耕作者がわかる範囲の状態でのよいものとする。  
(例) 従来の色塗りの状態ではなく、縁取り等で状況がわかる程度の図面（水路関係においては、田・畑により関係耕作者に影響する場合がありますため、地目の記入が必要）  
ただし、次年度以降に活用できるため、審査後に通常の高率申請書に整理すること。
- (3) 維持管理証明書及び被災歴調書  
新たに維持管理証明書及び被災歴調書を作成する場合には、字切図で関係耕作者を確認したこととし、審査時には省略できることとする。  
ただし、次年度以降に活用できるため、審査後に通常の高率申請書に整理すること。
- (4) 高率補助該当調査表（星取表）については、省略できることとする。
- (5) 高率補助申請書等の国における審査は、通常、地方農政局等の審査

後に本省審査を行っているところであるが、審査期間を短縮するため、本省審査を担当者が各地方農政局審査時に（一部）同席することに代えることとする。

ただし、沖縄総合事務局管内においては通常の審査方法で支障がないと思われるため、北海道にあっては地方農政局審査を経ないため、例年どおりの審査方法とする。

- (6) 各地方農政局等のヒアリング日程については別途各地方農政局等において調整をしますが、ヒアリング時期は平成17年2月9日まで延長することができることとする。（ただし、新潟県については別に調整をすることがある。）

## 5-9 災害復旧事業に係る補助率増高申請等の簡素・合理化について（平成17年）

平成17年10月27日

農村振興局整備部防災課調整班長事務連絡

補助率増高申請事務の簡素化については、下記のとおり取り扱うこととしたので、周知方よろしく申し上げます。

記

### 1. 災害復旧工事箇所表示図の省略

災害復旧工事箇所表示図の作成を省略する。

なお、平成2年防災課調整班長事務連絡、記の2の③ただし書きについても、削除する。

### 2. 字切図の一部簡素化

新たに字切図を作成する場合には、関係する農地、農業用施設、河川及び地方公共道路等以外（例；山林、原野、宅地等）の着色については省略する。

ただし、地目については従来どおり記入する。

### 3. ブロック化の推進

被災地域に係る維持管理区間が明確になり、当該区間の妥当性及び統一性に確保が図られ、被災歴の確認、維持管理台帳及び字切図等の作成において大幅に簡素が図られるため、引き続きブロック化の推進に努める。

(注) ブロック化とは、市町村全域を河川、国道、主要地方公共道路等で大・中・小・細ブロックに分けて、土地改良施設に係る維持管理区域を明確にし、賦課台帳等により関係耕作者の特定を容易に行うものである。

#### 4. 補助率増高申請事務のシステム化の推進

補助率増高申請事務のシステム化については、電子媒体やGIS等を積極的に活用し効率化が図られている管内の市町村の事例等を参考にすることで、システム化の推進に努める。

### 5-10 平成23年発生災害における補助率増高申請事務手続の簡略化について（平成23年）

平成23年10月25日

農村振興局整備部防災課総務班長事務連絡

平成23年発生災害については、3月の東日本大震災以降大きな災害が相次ぎ、東日本大震災の被害を除いても、過去5カ年平均の約2.5倍の箇所数、被害額となっている状況です。そのため、災害査定件数が膨大となるなどにより、通常の増高申請事務では今年度内に補助率が確定できないおそれがある都府県については、各地方農政局の判断において、平成23年災に限り、下記のとおり取り扱うことができることとするので周知方よろしく申し上げます。

なお、下記のとおり取り扱うこととした場合には、その旨本省に連絡をお願いします。

#### 記

##### (1) 字切図について

新たに字切図を作成する必要がある場合には、災害査定時に用いたGIS（水土里情報システム等）の活用も可能とするほか、審査時には被災箇所と関係耕作者がわかる範囲の状態でのよいものとする。

(例) 従来の色塗りの状態ではなく、縁取り等で状況がわかる程度の図面（水路関係においては、田・畑により関係耕作者に影響するため、地目の記入が必要）

(2) 維持管理証明書及び被災歴調書

新たに維持管理証明書及び被災歴調書を作成する場合には、字切図で関係耕作者を確認したこととし、審査時には省略できることとする。

(3) 高率補助該当調査表（星取表）については、省略できることとする。

(4) 受益の取り方一覧表については、省略できることとする。

(5) 事業費分割明細書については、省略できることとする。

## § 6 事業の実施等

### 6-1 農地農業用施設等災害緊急派遣調査実施規程

平成21年5月28日 21農振第438号  
最終改正 令和8年5月11日 8農振第327号  
農村振興局整備部長

#### 第1 目的

本規程は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、農林水産省防災業務計画（昭和38年9月6日付け38総第915号農林事務次官依命通知）に定める被災情報の収集等のために職員を派遣して行う調査（以下「緊急派遣調査」という。）に関し必要な事項を定め、農地農業用施設及び農村生活環境施設（以下「農地農業用施設等」という。）に係る被災状況の把握、被害の拡大防止、災害復旧計画の策定等の迅速かつ円滑な実施を推進することを目的とする。また、大規模災害時の緊急派遣調査を迅速かつ円滑に行うため、平時において緊急派遣調査の内容等を市町村に説明する取組に関する事項（以下「平時の市町村への説明」という。）を定める。

#### 第2 緊急派遣調査の内容

緊急派遣調査は、初期情報収集、緊急概査及び技術支援とする。

##### 1 体制の整備

地方農政局農村振興部長（国土交通省北海道開発局にあつては農業水産部農業整備課長、内閣府沖縄総合事務局にあつては農林水産部農村振興課長（以下「部長等」という。））は、あらかじめ、大規模災害時に速やかに緊急派遣調査を実施するための体制を整備するとともに、緊急派遣調査のために派遣される職員（以下「調査員」という。）の候補者の名簿を様式1により作成し、毎年度4月末までに農村振興局整備部（以下「本省」という。）防災課に報告するものとする。

また、本省職員の候補者名簿については、本省各課から様式1の報告を受け、本省防災課がとりまとめるものとする。

なお、人事異動等により、報告内容に変更が生じた場合には、その都度報告するものとする。

## 2 初期情報収集

### (1) 目的

初期情報収集は、大規模災害時において、調査員が農地農業用施設等の被害に関して、今後の技術支援の有無の判断等に必要な初期情報を被災地を管轄する地方公共団体（以下「被災自治体」という。）から直接収集することを目的として実施する。

### (2) 初期情報収集の実施

部長等は、地方農政局等管内（以下「管内」という。）の農地農業用施設等の被害に関する初期情報を被災自治体から直接収集する必要があると認めるときは、初期情報収集の実施を決定し、調査員の派遣に関して必要な措置を講ずるものとする。

ただし、管内において震度6弱以上の地震が観測された市町村、大雨特別警報又は氾濫特別警報が発表された市町村がある場合には、当該市町村に対して初期情報収集を実施するものとする。

### (3) 実施内容

調査員は、被災地自治体において、農地農業用施設等の被災規模、応急対策の必要性、被災自治体の被害把握や復旧のための体制、被災自治体の要望等に関する情報収集を行い、速やかに部長等に報告するものとする。

## 3 緊急概査

### (1) 目的

緊急概査は、大規模災害時において、緊急に行う農地農業用施設等の被災状況の把握等に関し、調査員が施設管理者又は被災自治体（以下「施設管理者等」という。）に支援を行うことを目的として実施する。

### (2) 緊急概査の実施

部長等は、初期情報収集の結果、施設管理者等からの依頼その他の理由により緊急概査の必要があると認めるときは、その実施を決定し、調査員の派遣に関して必要な措置を講ずるものとする。

### (3) 実施内容

調査員は、農地農業用施設等の被災状況、応急対策の必要性等について、緊急の調査を行い、その結果について速やかに施設管理者等及び部長

等に報告するものとする。

#### 4 技術支援

##### (1) 目的

技術支援は、大規模災害時において、農地農業用施設等に関する応急対策、災害復旧等に関し、調査員が施設管理者等に技術的な支援を行うことを目的として実施する。

##### (2) 技術支援の実施

部長等は、初期情報収集の結果、施設管理者等からの依頼その他の理由により技術支援の必要があると認めるときは、その実施を決定し、調査員の派遣に関して必要な措置を講ずるものとする。

##### (3) 実施内容

調査員は、被災した農地農業用施設等についての応急対策の検討・実施、災害復旧計画の検討、観測・監視等に関して、施設管理者等に技術的な支援を行うものとする。

調査員は、実施した技術支援の概要について、速やかに部長等に報告するものとする。

#### 5 実施状況の報告

部長等は、緊急派遣調査を実施したときは、速やかに様式2によりその概要を第6の本省の担当窓口を経由して、本省の設計課長、地域整備課長及び防災課長に報告するものとする。

#### 6 関係機関との連携

(1) 部長等は、緊急派遣調査の実施に関し、農村振興局の職員若しくは他の地方農政局等の職員の参加又は試験研究機関等による支援が必要な場合には、第6の本省の担当窓口を経由せずに、直接、本省の設計課長、地域整備課長又は防災課長に必要な調整を行うよう要請することができる。

(2) 本省の設計課長、地域整備課長又は防災課長は、(1)の要請等により、緊急派遣調査の支援が必要であると認めるときは、関係機関と必要な調整を行うものとする。

### 第3 安全確保への配慮

調査員は、緊急派遣調査の実施に際しては、危険と判断される場所への立入りを避ける等安全の確保に十分配慮するものとする。

### 第4 平時の市町村への説明

部長等は、大規模災害時の緊急派遣調査を迅速かつ円滑に行うために、平時において管内の市町村に対し、緊急派遣調査の内容等を説明する職員（以下「平時説明者」という。）を派遣するものとする。

平時説明者は、緊急派遣調査の内容のほか、災害復旧事業制度の概要等を説明するとともに、市町村から大規模災害時の災害業務体制等を聞き取り、別途定める市町村災対情報整理表を作成する。

### 第5 調査員の位置付け

調査員及び平時説明者は、MAFF－SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）の構成員とする。

### 第6 担当窓口

緊急派遣調査及び平時の市町村への説明の担当窓口は、地方農政局にあっては農村振興部設計課、地域整備課及び防災課（国土交通省北海道開発局にあっては農業水産部農業整備課、内閣府沖縄総合事務局にあっては農林水産部農村振興課）が行い、本省にあっては設計課調査官（組織担当）、地域整備課農村整備調査官及び防災課災害対策室長が行うものとする。

### 第6 附則

本規程は、平成21年5月28日から適用する。

本規程は、令和3年4月22日から適用する。

本規程は、令和7年6月30日から適用する。

本規程は、令和8年5月11日から適用する。

[様式省略]

## 6-2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の 暫定措置に関する法律第3条の2に関する覚書

31農経第3782号

昭和31年8月17日

農林省農林経済局長	}	共同通達
農地局長		
蓄産局長		
蚕糸局長		
林野庁長官		
水産庁長官		
大蔵省主計局長		

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条の2に規定する緊要な災害復旧事業等について下記の通り覚書を作成する。

記

(注)

- 1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条の2に規定する緊要な災害復旧事業については過去の実績に徴し、国庫補助災害復旧事業の事業費総額の概ね7割程度がこれに該当するものと了解する。
- 2 緊要な災害復旧事業以外の災害復旧事業については、次のように処置することに努力する。
  - (1) 特に必要と認められるものについては、初年度（当該災害のあった年度）より復旧に着手できるようにすること。
  - (2) 全体の復旧を完成する年度は緊要な災害復旧事業より若干遅れることとなるが、極力早期に完成を図ること。
- 3 共同利用施設の災害復旧事業については、当該施設の性質上、概ね短期間に復旧を必要とするものであり、従来例にならい、予算措置を講じ極力早期に復旧を完成できるように措置するものとする。

(注)

本覚書中「法律第3条の2」とあるのは、現行では「法律第3条の3」である。

### 6-3 農地・農業用施設災害復旧事業等の適正な執行について

平成18年12月22日

(農村振興局災害対策室長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業開発課長、北海道農村整備課長あて)

農地・農業用施設災害復旧事業等（以下、事業）の執行については、従来から機会あるごとに適正な執行を確保するよう要請しているところであるが、一部の事業において、未しゅん功工事（翌年度へ繰越手続きを取ることなく年度経過後も引き続き工事を行うことをいう）の発生が見受けられた。このような事態は農地・農業用施設の災害復旧事業全体の執行に支障をきたすとともに、早期復旧によって農業経営の安定を図ることとしている被災農家への重大な影響が懸念されるところである。

特に、未しゅん功工事については、農林水産事務次官通知「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付49経第2083号）をはじめ各種の通知が発出されているところであり、趣旨の徹底を図ることはもとより、下記事項にも十分留意の上、指導監督の強化について遺漏のないようにされたい。

#### 記

#### 1. 進捗状況の把握について

未しゅん功工事の発生を未然に防止するため、事業の進捗状況の把握を今後とも、一層的確にすること。

特に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定に基づく事業の遂行状況報告については、進捗状況等その内容を十分精査すること。

#### 2. 繰越事務手続きについて

工事の年度内完成が見込めない事業にあつては、都府県に対し当該事業の繰越手続きを確実にを行うよう指導すること。

#### 3. 適正な執行の徹底について

都府県に対し会議や研修等を通じ、事業の適正な執行について一層の指導の徹底、強化を図ること。

#### 4. 特に災害が集中した市町村等に対する支援及び指導の強化について

特に災害が集中した市町村等で支援が必要と認める場合は、事業完了まで次のとおり対応を強化すること。

- (1) 農政局等は都府県に対し、以下について要請する。
  - ア) 市町村等に対する都府県内の体制を整備し、支援、指導の強化
  - イ) 事業の進捗状況の定期的な把握
  - ウ) 事業進捗に遅延が認められる場合、農政局等への進捗状況及び支援指導状況の報告
- (2) 農政局等は、必要に応じ都府県に対し、進捗状況、支援指導状況の報告を求める。
- (3) 農政局等は、被災の状況に応じ局内の体制を強化し、都府県からの報告内容の精査、都府県に対する指導及び必要に応じて市町村等に対する現地支援など、支援強化を図る。

## 6-4 未しゅん功工事の防止について

平成19年2月1日

(農村振興局総務課長、設計課長、水利整備課長、農地整備課長、地域整備課長、防災課長から北海道農政部長、各地方農政局総務部長、整備部長、沖縄総合事務局農林水産部長あて)

未しゅん功工事（翌年度への繰越事務手続きをとることなく年度経過後も引き続き行う工事をいう。）の防止については、既に「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官通達）等により指導してきたところであるが、今年度、当局所管の一部の補助事業において、未しゅん功工事の事実が判明したことは誠に遺憾である。

貴職におかれては、同通達の趣旨を踏まえ、このような未しゅん功工事が発生することのないよう、補助事業者に対する指導を徹底されたい。

## 6-5 未しゅん功工事の防止について

平成19年2月1日

(農村振興局総務課課長補佐、設計課事業調整管理官、水利整備課課長補佐、農地整備課課長補佐、地域整備課課長補佐、防災課課長補佐から北海道、各地方農政局関係課長、沖縄総合事務局土地改良課長あて)

未しゅん功工事（翌年度への繰越事務手続きをとることなく年度経過後も引き続き行う工事をいう。）の防止については、既に「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官通達）等に基づき指導してきたところであるが、今年度、当局所管の一部の補助事業において、未しゅん功工事の事実が判明したことは誠に遺憾である。

については、下記事項のとおり、未しゅん功工事の防止のため周知徹底を図られたい。

### 記

#### 1. 補助事業者に対する周知徹底

貴職より管内の都府県に対し、未しゅん功工事の防止に係る通達の再徹

底を書面により通知するとともに、担当者会議等において周知徹底を図ること。

## 2. 事業状況報告等の確認の徹底等

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」第12条に基づく状況報告及び第14条に基づく実績報告に際しては、本目的に従い、担当者からの聞き取り等、確認の徹底を図るとともに、概算払を行う場合にあっては過払いがないよう厳正に確認すること。

また、年度内完成の見込がないものには、繰越事務手続きを確実にとるよう指導すること。

## 3. 事業の円滑な推進

当該年度の整備量の把握、確認を十分行い、機会ある毎に補助事業者に対し、事業の円滑な実施に努めるよう周知徹底を図ること。

# 6-6 農林水産省農村振興局所管災害関連事業の実施について

平成21年4月24日

（農村振興局災害対策室長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長あて）

農林水産省農村振興局所管の災害関連事業を分割施行する場合の取扱いについて、下記によることとしたので、適切な事業の執行に努められたい。

また、貴管内の都府県、市町村等に対し、この旨の周知をお願いします。

## 記

1. 災害関連事業は、事業採択時の事業費の範囲内で施行するのが原則であり、事業費の増額は、同事業費の見直しの結果、真にやむを得ない事由により、事業採択時の事業費では不足する場合に限り、予算の範囲内で認められるものであること。
2. 国庫補助の対象となる分割施行による諸経費の増額については、「最終年度までに事業を完了させるために真に必要なもの」、「その他地域の状況から緊急的に対応せざるを得ないもの（別紙参照）」、「専門業者でなければ施工できない工種を内包しているもの」以外は認められないものである

こと。

#### 別紙

「その他地域の状況から緊急的に対応せざるを得ないもの」は、以下によるものとする

1. 農地・農業用施設又は海岸・地すべり防止施設の被災により、農作物の生産に重大な支障を生ずる恐れがある場合に、次期営農期までに復旧を行う場合。
2. 被災箇所と鉄道、学校、病院などの公共・公益施設のうち重要な施設が近接しており、被災時と同程度の出水により、当該重要施設等が災害を被る可能性がある場合に、次期出水期までに復旧を行う場合。

### 6-7 砂防事務ト荒廢地復旧及開墾地復旧事務ノ 取扱ノ件

昭和4年12月6日発土第85号

各地方長官宛、内務、農林兩次官依命通牒

標記事務ノ権限整備ニ関スル閣議決定事項（ハ）ニ基キ兩省ニ於テ協議ノ結果別紙ノ通り取扱ウコトニ決定候ニ付将来ノ事業計画上ハ勿論工事実施ニ付テモ右決定ノ趣旨ニ依リ関係部課ニ於テ充分ニ協議ヲ遂ゲシメ施行後ノ効果ヲ挙ゲルニ遺憾ナキヲ期セラレ度

（別紙）

- 1 閣議決定事項（イ）ノ場合ニ於ケル取扱  
造林ノ見込アル場合ト雖モ溪流工事ノ維持上必要トスル近接ノカ処ニシテ面積狭少ノモノハ溪流工事ト併セ内務省ニ於テ施行スルコト
- 2 同 （ロ）ノ場合ニ於ケル取扱  
山腹工事ノ保護又ハ維持上必要トスル処ニ於ケル溪流工事ハ農林省ニ於テ施行スルコト
- 3 溪流工事ノ維持上施行スル山腹工事ニシテ面積大ナル場合及山腹工事ノ維持上施行スル堰堤多数ニ及ブトキハ各主管ノ部課ニ於テ工事ノ連絡ヲ採ル為協議スルコト

## 6-8 揚水（排水）施設及び集落排水施設における災害復旧事業の取扱いについて

令和元年10月29日

（農村振興局整備部防災課長から地方農政局農村振興部長、沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて

揚水（排水）施設や集落排水施設は、洪水による浸水被害により電気機械設備等が被災し、施設の効用が失われる場合がある。

このため、洪水による施設の被害だけでなく、広範囲の浸水被害など地域一帯が大規模な被害を受けた場合において、農地農業用施設災害復旧事業査定要領第15(2)及び災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱の「原形に復旧することが著しく不適当な場合」として以下のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内関係機関にこの旨通知願いたい。

### 記

#### 1 対象施設

揚水（排水）施設及び集落排水施設

#### 2 採択条件

- (1) 他の事業による計画※1※2がなく、被災原因となった災害を与えた洪水等から守られないこと。
- (2) 他の事業による対策が実施された場合においても、被災原因となった洪水等から守られないこと。
- (3) 他の事業により想定浸水水位に変更があった場合は、災害復旧事業で実施する対策の浸水水位と整合を図ること。

※1：他の事業の実施において、既存の改良計画がある場合はその計画による改良を優先させること。

※2：他の事業による計画には、被災を機に新たに策定された又は策定予定の計画を含む。

#### 3 復旧の対象

被災した対象施設の復旧において、上記2の採択条件に該当する場合は、必要に応じて防水処理（止水壁の新設又はかさ上げ、防水扉の新設、

開口部の閉塞等、電気機械設備のかさ上げ)を復旧の対象とする。なお、復旧工法については経済性を考慮し工法を決定するものとする。

## 6-9 災害復旧事業による再度災害防止に向けた取組等の推進について

令和2年8月7日

(農村振興局整備部防災課長から各地方農政局農村振興部長、  
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道開発局農業水産部長、北海道農政部長  
あて)

農地・農業用施設の災害復旧事業は、被災した施設を旧位置に旧施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧(原形復旧)するほか、同様の災害で再度被災しないよう施設の効用を回復するための復旧工法(改良復旧)も採用されてきたところである。

これまでも、

- ①侵食された土水路を埋め戻して整形し復旧したとしても、再度侵食されるおそれがあるため、コンクリート水路で復旧
- ②被災した土羽法面が急勾配であったため、法尻にコンクリート擁壁を設置し、その上部を緩い勾配の土羽として復旧
- ③浸水により被災した集落排水施設のマンホールポンプの制御盤を被災前よりも高い位置に変更して復旧

する等を災害復旧事業で実施した事例がある。

近年、大規模な風水害が頻発する中で、新たな災害で再度被災する事態が繰り返されないよう、原形復旧にとどまらない上述した改良復旧の考え方も踏まえ、下記に留意し、適切な復旧を進めていただくようお願いする。

なお、貴局管内関係機関にこの旨周知願いたい。

### 記

- 1 頻繁に被害を受けている農地・施設の復旧に当たって、安易に原形復旧とするのではなく、被災したプロセスをしっかりと検証した上で、必要に応じて災害復旧事業と災害関連事業や一般の土地改良事業を組み合わせるな

どして、復旧工法を検討すること

- 2 農地の復旧にあわせて生産性向上に向けた整備の要望が地元にある場合には、被災していない農地も含めた区画整理や道路、水路の整備等（再編復旧）について検討すること

## 6-10 機械設備等被災時の復旧工法の検討フロー（案） の送付

令和2年9月9日

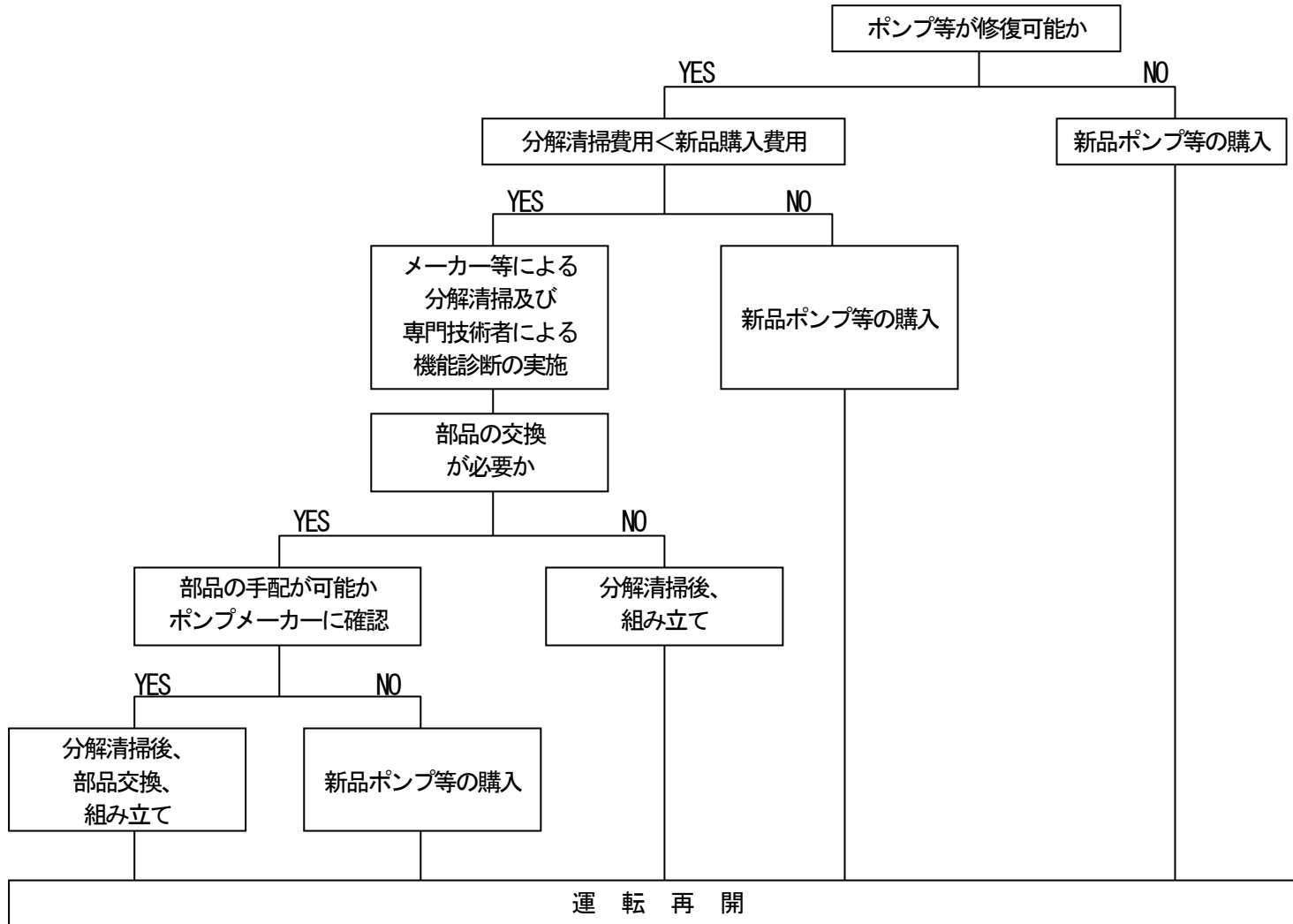
（農村振興局整備部防災課災害対策室長から各地方農政局農村振興部  
防災課長、沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長、北海道農政部  
農村整備課長あて）

近年、河川の氾濫等により揚水機場が水没するなどの甚大な被害が多発している。

被災した機械設備の復旧工事に早期に着手し、農家が早期に営農再開できるよう、別紙のとおり「機械設備等被災時の復旧工法の検討フロー（案）」を作成したので送付する。

なお、貴局管内の関係機関には、貴職より周知願いたい。

◎機械設備等被災時の復旧工法の検討フロー（案）



※：ポンプ等の部品交換や新品ポンプ等の購入は査定前着工が可能（仮復旧は自主的に実施。本復旧は農政局の承認必要）。  
分解清掃費も災害復旧事業費の対象。

## 6-11 災害復旧事業における直営施工方式の推進について

令和4年5月16日

(農村振興局整備部防災課長から各地方農政局農村振興部長、  
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)

近年、自然災害が激甚化・頻発化している中、被害が甚大な地域において宅地や道路、河川の復旧が優先され、工事業者が不足する状況が見られることから、迅速な復旧に向けて、小規模かつ簡易な工事については、事業実施主体である市町村等がJA等に作業管理委託等を行い、農家や地域住民が自力復旧を行うことが有効である。

このため、災害復旧事業における直営施工方式の実施に当たっての参考資料を別紙のとおり取りまとめたので、関係機関へ周知されるよう貴局管内の都府県に対して依頼していただくとともに、実施に当たっては現地に国の職員を派遣し、事務手続に係る指導、助言を行うなど積極的に支援願いたい。

(別紙)

災害復旧事業における直営施工方式の実施に当たっての参考資料

### 1 各者における役割のイメージ

<b>【市町村】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・被害把握</li><li>・JA等、農家への直営施工の説明、意向確認</li><li>・復旧計画の作成</li><li>・災害復旧事業申請</li><li>・JA等との委託契約</li><li>・完了検査</li><li>・JA等委託先へ支払</li></ul>	<b>【JA等】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・復旧作業への参加計画書の作成、参加申請</li><li>・農家等と作業への参加契約(※)</li><li>・作業管理 着工前の数量(堆積土量等)の確認・記録、現地監督、 作業日誌作成、完成後の確認</li><li>・完了検査の受検</li><li>・農家等作業者へ支払(※)</li></ul>	<b>【農家、生産組合等】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・JA等(又は市町村)と作業への参加契約</li><li>・復旧作業</li></ul>
		<b>【国・都道府県】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・実施に向けた支援</li><li>・災害復旧事業の査定</li></ul>

- ・※印がついている業務は、市町村が行うケースもあります。
- ・災害復旧事業の査定前の復旧作業(査定前着工)を行うこともできますので、都道府県、地方農政局に御相談ください。

## 2 工事費の積算

### (1) 労務費

労務費は、作業の実施に必要な労務に要する費用とし、その算定は所要人員に労務賃金を乗じて求めるものとします。

#### ア 所要人員

所要人員については、事業実施主体が審査し適切であると認めた参加計画の人数等により算定します。

#### イ 労務賃金

労務賃金とは、直接作業に従事した参加者に支払われる賃金であり、直営施工は身近な施設を対象に比較的簡易な工事を実施することから、別に定める「公共工事設計労務単価」の「軽作業員」によることとするほか、地域の実情に即した賃金を採用するものとします。

### (2) 機械経費、材料費

事業実施主体が実際に調達する価格とします。

材料の調達は、請負業者（建設会社）との契約は行わず、メーカー、問屋又は特約店と直接契約するよう配慮します。

機械の調達についても、材料と同様にレンタル、リースの専門業者と契約することとします。なお、土地改良区等の団体が所有する場合には、当該団体と別途契約するものとします。

### (3) 工事雑費

工事の現場事務に必要な賃金、需要費（消耗品費、印刷製本費、光熱水料等をいう。）、役務費（通信運搬費、雑役務費等をいう。）、備品購入費、委託料（登記事務及び測量等の委託費をいう。）、使用料及び賃借料（土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。）、並びにこの費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の共済費（社会保険料）等の費用であり、当該工事費（工事雑費を除く。）に3.5%を乗じて得た額を上限とします。

**【参考リーフレット】**

- ・直営施工方式の活用

**【参考様式】**

- ・災害復旧参加申請書（J A等→市町村）・・・・・・・・参考様式 1
- ・災害復旧参加承認書（市町村→J A等）・・・・・・・・参考様式 2
- ・作業委託契約書（例）（市町村⇔J A等）・・・・・・・・参考様式 3
- ・労務参加契約書（例）（J A等⇔農業者等）・・・・参考様式 4
- ・作業日誌（J A等、農家）・・・・・・・・・・・・参考様式 5
- ・作業完了報告書（J A等→市町村）・・・・・・・・参考様式 6
- ・受託作業費請求書（J A等→市町村）・・・・・・・・参考様式 7
- ・受託作業費支払通知書（市町村→J A等）・・・・参考様式 8

※ 参考様式は例示であり、地域の状況を踏まえよく精査し、作成してください。

**【参考事例】**

- ・熊本県津奈木町の事例
- ・静岡県伊豆市の事例

## § 7 個別災害に係る取扱い等（参考）

### 7-1 （参考）有珠山噴火に係る事務取扱要綱第3（2） の取扱いについての覚書

覚 書

昭和53年12月26日

大蔵省主計局予算実地監査官

農林水産省構造改善局災害査定官

昭和53年12月26日付け大蔵省主計局主計監査官と農林水産省構造改善局防災課長との間で取り交された覚書に基づき、有珠山噴火に係る降雨による災害にあつては、最大24時間雨量20ミリメートル以上又は時間雨量5ミリメートル以上とする。

### 7-2 （参考）三宅島火山噴火に伴う降灰農地（畑） 復旧における土壌改良工法について（昭和58年）

昭和58年10月28日

（構造改善局防災課災害査定官から関東農政局防災課災害査定官）

降灰農地（畑）復旧における酸性土壌の改良は、次の方法により改良資材（炭カル）投入量を算定し、これを実施する。

#### (1) 改良目標PH（ $H_2O$ ）

改良目標PH（以下PHはガラス電極法・ $H_2O$ による）は、従前の土壌PH又は従前からの栽培作物別PH（別表）を採用するものとする。但し、現況PH6以上の農地については改良の対象としないものとする。

#### (2) 土壌改良深

改良深は15cmを限度とし、従前の耕土深までとする。

#### (3) 土壌改良資材（炭カル）投入量

改良目標（上記（1）による）を定め、緩衝能曲線法により算出される炭カル量とする。

##### ① 緩衝能測定土壌試料の採取

5ha又は1団地に1点ごとに、地表から15cmの土壌を柱状に採取し、よ

く混合して試料とする。

(4) 土壌改良資材（炭カル）の散布および攪拌

前記により求めた炭カル投入量を土壌とよく混和するよう攪拌する。

(5) 施工後の確認

炭カル散布後 2 週間を経た時点において、5・又は 1 団地 1 点につき、地表から 15cm の土壌を付近 3 カ所から各々等量採取し、よく混合して PH を測定する。

なお、改良目標 PH に対する許容誤差は、プラス・マイナス 0.5 程度とする。

(注)：上記 (1) (従前土壌の PH)、(3) (土壌改良資材 (炭カル) 投入量は東京都農業試験場等公的機関における分析結果による。

別表 酸性土壌改良目標 pH (H<sub>2</sub>O)

区分	作物名	
	改良目標pH6.0	改良目標pH6.5
樹園地	もも、おうとう、くり、茶、びわ、りんご、なし、西洋なし、かんきつ類、かき	ぶどう、いちじく、くるみ、桑
普通畑	たばこ、こんにゃく、あわ、ひえ、かんしよ、いぐさ	燕麦、ライ麦、とうもろこし、きび、ばれいしよ、大麦、小麦、そば、だいず、あずき、きゅうり、とまと、なす、メロン、すいか、かぼちゃ、いんげん、えんどう、かんらく、はくさい、ほうれんそう、ねぎ、いちご、はなやさい、レタス、ふだんそう、アスパラガス、しょうが、ゆり、だいこん、かぶ、にんじん、さといも、ごぼう、たまねぎ、とうがらし、らっきよ、セルリー、パセリ、さとうきび、らっかせい、なたね、はっか、てんさい
牧草畑	トールフェスク、レンゲ、カウビー、ルービン	テモシー、オーチャードグラス、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、スーダングラス、レッドクローバー、ラジノクローバー、クリムソンクローバー、ペッテ類、アルファルファ、ホワイトクローバー

(参考)

- (1) 査定設計書の作成は迅速かつ円滑な作業が要求されるため、土壌改良資材投入量については、三宅島農地の標準値で行っても差し支えない。
- (2) 実施にあたっては、土壌改良工法に伴う土壌試験費は工事施行に必要な調査費とし、測量及び試験費に計上して差し支えない。

## 7-3 (参考) 平成6年干害応急対策事業助成要綱 について

平成6年10月31日 6構改D第599号  
(農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、  
北海道知事あて)

### 第1 助成の対象

助成の対象は、平成6年4月1日から同年9月30日までの間において生じた干害に対し、水田及び畑に係るものにあつては、連続干天日数(日雨量が5ミリメートル以下の日は干天日数とみなす。以下同じ。)が20日以上又は30日間の総雨量が100ミリメートル以下である地域(以下「連続干天地域」という。)及び用水源の流域が連続干天地域であることによって干害を生じた地域並びに果樹園に係るものにあつては、連続干天日数が25日以上又は30日間の総雨量が60ミリメートル以下である地域(以下「果樹園連続干天地域」という。)及び用水源の流域が果樹園連続干天地域であることによって干害を生じた地域において、同期間内に干害応急対策事業を応急に実施した都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合又は共同施行者であつて、当該都道府県の区域内における当該干害応急対策事業の事業費の査定見込額がおおむね100,000千円以上である都道府県の区域内において当該干害応急対策事業を実施したものとす

### 第2 助成の措置

#### 1 補助対象事業の規模

補助対象事業の規模は、団地ごとに2の(1)及び(2)に掲げる経費の合計額が30万円以上の場合とする。

#### 2 補助の対象

(1)水路の掘削、井戸の掘削、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置及びその他用水確保のための工事(今後の干害に備えて引き続き利用できるものに限る。)に必要な経費

(2)揚水機(揚水機専用動力機を含む。)及び揚水機の付属部品の購入(今後の干水害に備えて引き続き管理する目的をもって行った購入に限る。)及び賃借に必要な経費

#### 3 補助率

1/3。ただし、2の(2)に係るもので、共同施行者が実施したも

のについては20パーセント

### 第3 事業費の範囲

干害応急対策事業の事業費の範囲は、工事のため直接必要な本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、工事雑費及び事務雑費とし、その算定については、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号農林事務次官依命通達）に準ずるものとする。

### 第4 事業費の決定等

#### 1 関係書類等の整備

事業実施者は、干害応急対策事業を実施した結果に基づき出来高調書、機械器具及び材料の購入費、賃借料、人夫賃支払等の証拠書類その他干害応急対策事業の実施を証する書類並びに写真を整備するものとする。

#### 2 出来高調書の提出

この要綱の規定により補助を受けようとする都道府県知事は、出来高調書（別紙様式第1（省略））に総括表（別紙様式第2（省略））を添え、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を經由して（北海道にあっては直接）平成6年11月30日までに農林水産大臣に提出するものとする。

#### 3 事業費の決定

農林水産大臣は、前項の規定により出来高調書等を受理したときは、係官を現地に派遣し、大蔵省係官立会いのもとに関係書類等により事業の実施状況を調査し、適正な事業費を決定し、その結果を都道府県知事に通知するものとする。

### 第5 補助金の交付手続

国が補助する場合の補助金の交付に関する手続については、別に定めるものとする。

### 第6 委 任

事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、構造改善局長が別に定めるところによる。

※その他査定基準等の詳細については、「災害復旧事業の解説（2011年版）」を参照

## 7-4 (参考) 低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについて (通知)

平成18年6月26日 18農振第589号  
(農村振興局防災課長から東北農政局整備部長あて)

平成18年において低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについては、下記によることとしたので遺憾のないよう措置されたい。

なお、管内各県・市町村に対してもこの旨周知願いたい。

### 記

- 1 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」による国庫補助の対象は、アスファルト舗装要綱(平成4年12月発行)等を参酌して、10年確率凍結指数を超える低温により発生した災害とする。
- 2 国庫補助の対象となる農道は、アスファルト厚3センチメートル以上のアスファルト舗装道路とする。  
ただし、クラックの深さが浅い状況で、直ちに舗装の破壊に至らないと認められる場合及び明らかに車両交通又は経年による舗装損傷と認められる場合は対象としないものとする。
- 3 農道の復旧は、被害が路盤までに達し、路面の平坦性を失っている場合は、舗装全厚の打換で行うものとし、被害が路盤の一部のみである場合は、必要最小限の工法で行うものとする。
- 4 異常気象名は「低温」で被害報告すること。  
(例) 「2月低温」
- 5 国庫補助申請には、「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」に定める資料の他、被災箇所の舗装構成、維持管理状況及び被災前状況を説明できる資料並びに被災地域の凍結指数に関する資料を添付すること。

## 7-5 (参考)「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについて」の運用について

平成18年6月26日

(災害対策室災害第2班長から東北農政局整備部防災課長)

「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱い」(以下、「取扱い」という。)について、平成18年6月26日付18農振第589号をもって通知したところであるが、その運用については、下記によることとしたので遺憾のないようにされたい。

### 記

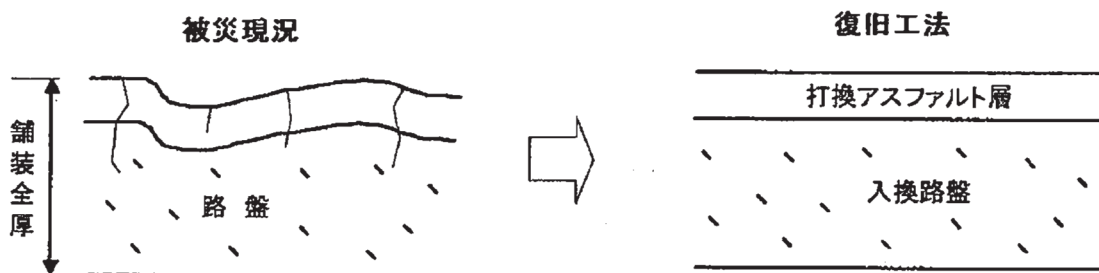
- 1 「取扱い」記の1にいう、「10年確率凍結指数」は、最近15年間(平成2年度から平成16年度)の凍結指数を用いて算定するものとする。
- 2 「取扱い」記の2の「クラックの深さが浅い状況で直ちに舗装の破壊に至らないと認められる場合」とは、被害が路盤まで達していないものをいう。
- 3 車道の凍上破壊と同一区間にある凍上被災歩道は、「暫定法」の対象とするが、歩道のみに係る被災は対象としない。
- 4 農道の凍上破壊と同一区間にある小構造物は対象とする。
- 5 農道舗装面上の「区画線」及び「道路標示」については、都道府県の公安委員会が設置した「黄色」のものを除き対象とする。
- 6 応急的に施工したオーバーレイ、パッチング等の仮工事及び、他の国庫補助事業により復旧された本工事については、対象としない。
- 7 「取扱い」記の3にいう「舗装全厚」の「全厚」とは、原形全厚をいう。なお、原形全厚が不明な場合は、舗装設計便覧(平成18年2月)により定めた凍結指数により「凍結深さ $\times$ 0.7(簡易舗装にあつては、凍結の深さ $\times$ 0.65)」として算出された厚さとし、被災対象の凍結指数を用いた厚さを使用しないこと。
- 8 路盤の被災状況の確認は、アスファルト層の亀甲状クラック、剥離による穴、泥化による噴泥の発生状況又は、平坦性の状況で判断するものとする。

また、これ以外の被災現象については、別途、クラックの幅、深さの状況等が写真等何らかの形で確認できる資料により被害が路盤まで達してい

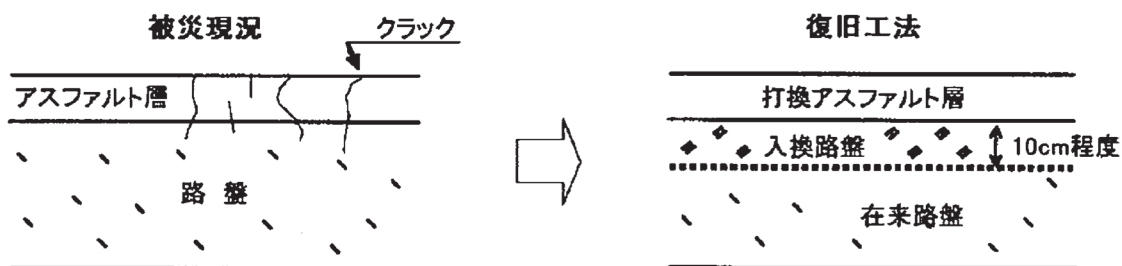
ることを確認する。

9 「取扱い」記の3の路面の被災状況と復旧工法については、下図を標準とする。

(1) 被害が路盤にまで達し、路面の平坦性を失っている場合



(2) 被害が路盤の一部のみである場合



10 国庫補助申請にあたっては、次に掲げる資料等を整備すること。

- (1) 被災地域の最近15年間の凍結指数資料と当該年度の凍結指数資料
- (2) 被害の状況が明らかとなる写真。被災した農道の舗装構成、維持管理状況及び被災前状況を説明できる資料（例えば、農道台帳又は、工事完成図書又は写真等）
- (3) 8に記載した路盤の被災状況が確認できる資料
- (4) 災害査定前に復旧工事を実施する場合は、上記に加え、その施工状況を示す写真等

## 7-6 (参考)「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについて」の運用について(補足)

平成18年6月26日

(災害対策室災害査定官から東北農政局防災課災害査定官あて)

「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについて」(平成18年6月26日付18農振第589号。以下、「取扱い」という。)及び「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについて」の運用について(平成18年6月26日付防災課災害第2班長事務連絡。以下「運用」という。)によるほか、下記によることとしたので遺憾のないようにされたい。

なお、管内各県・市町村に対してもこの旨周知徹底願いたい。

### 記

1 「運用」記10(2)の「維持管理状況及び被災前状況を説明できる資料」として下記に示すように、被災前の状況が合理的に判断できる資料を必ず添付すること。

1) 農道台帳、工事完成図書、写真、現地のパッチングやオーバーレイ等による舗装(修理)履歴(10年程度で表層部の打ち換えを行うのが一般的)等

2) 「査定時における「被災前の維持管理状況資料」の整理について」(平成17年3月28日付防災課災害査定官事務連絡)に基づく維持管理記録(維持管理記録を添付する場合は、平成17年4月以降の記録は必ず添付する)、複数の施設管理者以外の公的・公共機関の利用者(郵便局員、警察官等)の証言や近接住民からの通報記録等(上記1)の資料が無い場合は、必ず添付すること。)

なお、維持管理状況を確認するための資料が維持管理記録のみの場合は、あわせて施設管理者以外の公的・公共機関の利用者(郵便局員、警察官等)の証言や近接住民からの通報記録等を複数添付すること。

上記1.2)の資料により、道路の維持管理状況を把握し、仮に従前からクラック等の発生により維持補修が必要にもかかわらず、補修されていない場合には、著しく維持管理を怠ったと判断され、災害復旧の対象とはならないものである。

2 「運用」記2の「被害が路盤まで達していない」ことの判断は、アスフ

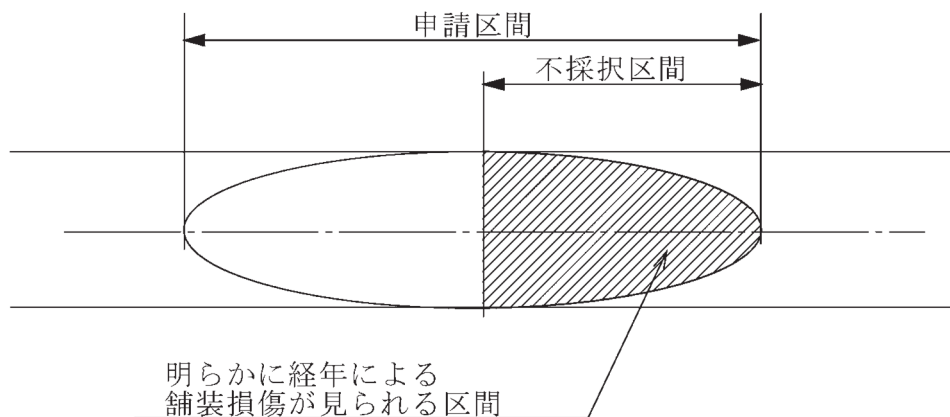
ァルト層の亀甲状のクラック、剥離による穴、泥化による噴泥の発生状況又は平坦性の状況で行うものとする。

また、これ以外の被災現象については、別途、クラックの幅、深さの状況等を、何らかの形（例えば、写真、又は坪掘り、又はコア採取等）で具体的に確認し、判断するものとする。

- 3 「取扱い」記2の「明らかに車両交通による舗装損傷と認められる場合」とは、被災が轍部分のみに連続して発生し、周辺に被災が及んでいないものをいう。

なお、除雪車の作業により舗装面が傷む等の被害については、当然のことながら災害復旧の対象とはならないものである。

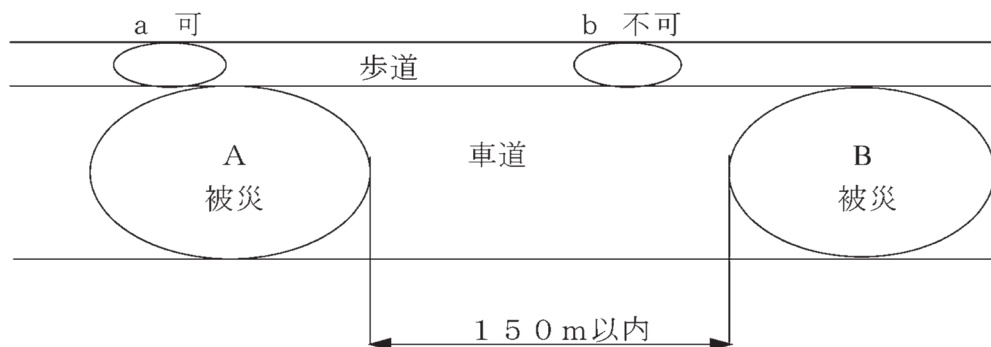
- 4 「取扱い」記2の「明らかに経年による舗装損傷と認められる場合」とは、クラックに雑草や苔が繁茂しているものについては、周辺の凍上災以外の箇所との比較により、また、クラックの縁が明らかに丸みを帯びており、明らかに経年による舗装損傷と判断できるものをいい、下図のとおり明らかに経年による舗装損傷が見られる区間については、不採択となるものである。



また、水道や下水道など、埋設物の設置工事に伴う埋戻し部のみの被害であることが明らかなものや冬季の積雪による通行止め区間に係る舗装損傷についても、災害復旧の対象とはならないものである。

- 5 「運用」記3「凍上破壊と同一区間にある凍上被災歩道」とは、下図に示す通り、aの位置にある凍上被災歩道のことをいい、bの位置にある凍上被災歩道は、隣接する車道部分の被災箇所間の距離が150m以内であっても凍上破壊と同一区間にあるものとはみなさない。

このため、aは対象とするが、bは対象とならないものである。



- 6 「運用」記4の「小構造物」とは、土地改良事業等請負工事標準歩掛（平成18年度）の第3歩掛3. コンクリート工に記載されている小構造物とし、コンクリート断面積が1m<sup>2</sup>以下の連続している側溝、笠コンクリート等コンクリート量が1m<sup>3</sup>以下の点在する集水柵、照明基礎、標識基礎等をいう。
- 7 「取扱い」記9（1）の「被害が路盤まで達し、路面の平坦性を失っている場合」とは、舗装面に沈下が見られるなど写真等目で見て明らかに判断できるものをいう。

### 7-7 （参考）平成16年新潟県中越地震被害にかかる平成17年農地・農業用施設に係る融雪災害の取扱いについて

平成17年7月22日

（財務省司計課、農村振興局防災課申合せ事項）

1. 農地・農業用施設は、公共土木施設のコンクリート構造と異なり、土構造が多く降雨や融雪などの被害を受けやすい特徴を持っている。
- また、農地は面的広がりがあることから、新潟県中越地震により、亀裂等が数多く発生し、融雪水の地下浸透が平年に比べ長期間に渡り、土壌が飽和状態となったこと等に起因した融雪災害の発生が考えられる。このため、次の要件を満たす地域を対象とする。
- (1) 一般的に融雪災害の事象は、融雪量を24時間雨量に換算して、80mm以上あった場合に生じた災害としているが、今回の新潟県中越地震被災地域の融雪災害にあっては、平年に比べ積雪が異常に多く、融雪期間が長かったことなどにより生じた融雪災害が顕著なことを踏まえ、被災市町村ごとに過去5カ年平均の降雪量、雨量換算データ等により、累計積雪

換算雨量が過去5カ年平均と比べ概ね1.5倍の事象が確認できる一連の地域

- (2) 新潟県中越地震により農地に亀裂が入り、より土壌の飽和状態を助長させ、小規模な地すべり状態と見受けられる融雪災害が顕著なことから、地震時に亀裂の発生が起きやすいとされる震度5弱以上の地域
2. なお、現地調査において、上記事項を確認するとともに、特に累計積雪換算雨量が過去5カ年に比べ1.5倍に満たない地区にあっては、特にその被災状況、被災原因等を十分確認し判断することとする。
3. 今回の取扱いは、新潟県中越地震被災地域における農地・農業用施設固有の特性による融雪災害の特例措置とし、今後の前例とするものではない。

## 7—8 (参考) 霧島山(新燃岳)噴火に係る農道 における災害復旧事業の取扱いについて

平成23年3月24日

(農村振興局災害対策室長から九州農政局防災課長あて)

標記について、霧島山(新燃岳)噴火によって発生した農道の被害状況に鑑み、災害復旧事業での迅速な処理を図るため、下記のとおり取扱うこととしたので、通知する。

なお、貴管内の関係県及び市町村に対してもこの旨周知されたい。

### 記

- 1 対象となる災害復旧事業は、農業用道路に係るものであって、降灰厚10mm以上のものとする。ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下、「法」という。)第5条第8号、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第2の5及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第9条第5号に該当する場合は対象とならないものとする。
- 2 対象となる災害については、平成23年1月26日から2月1日までの霧島山(新燃岳)噴火による降灰を対象とする。
- 3 一箇所工事の取扱いについては、法第2条第8項によるものとする。

- 4 今後、霧島山（新燃岳）の噴火が継続し、災害復旧事業として取扱う必要が生じた場合には、改めて通知を行うものとする。

## 7—9 （参考）平成25年11月から平成26年2月発生 の大雪に伴う農地・農業用施設の災害復旧事業の 取り扱いについて

平成26年3月12日

（農村振興局防災課災害査定官から地方農政局災害査定官、  
沖縄総合事務局災害査定官、北海道農村整備課主幹あて）

平成25年11月から平成26年2月発生の大雪に伴い被災した農地・農業用施設の災害復旧事業の取り扱いについて、以下のとおりとしたので留意願いたい。

1. 農地・農業用施設への雪害の事象による災害要因については、以下のようデータを整理し、暫定法第2条第5項に規定する異常な天然現象であることを明らかにすること。
  - (1) 農業用施設については、土地改良設計基準に規定する積雪荷重を超過していること（積雪に伴い倒壊したファームポンドの蓋やポンプ場等を想定）
  - (2) 農地については、被災した農業用ハウスのカタログ等の耐雪性を超過していること（カタログや設置時の設計書、仕様書等で耐雪性を確認できない場合は、設置者に聞き取りを行う等して耐雪性を確認すること）
2. 農業用ハウスの撤去と再設置の費用については、「被災農業者向け経営体育成支援事業」によることとしているが、農地災害復旧事業の対象となるのは以下を満たすものであること。
  - (1) 農業用ハウスが被災したことに伴い、表土中がれき、ガラスや重油等が混入したため、農地としての利用が困難で、土本的対策による復旧が必要である場合であること。ただし、人力で除去可能な程度で営農が可能な場合は対象外とする。
  - (2) 農地利用への支障の有無は、30アール当たり5点以上の割合で坪堀を行なって、がれきやガラスの混入又は漏出した重油の浸透を調査し、営農に支障があることを確認すること。
3. 復旧工法は、被災状況により経済性等を総合的に判断し決定する。

4. 雪害による農地・農業用施設の災害復旧については、申請者と事前打合せを行うこと。

## 7—10 (参考) 平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の事務の取扱いについて

平成27年1月20日 26農振第1606号  
(農村振興局長から関東農政局長あて)

平成26年11月22日の地震により被害を受けた農地・農業用施設に係る災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「施行規則」という。）附則第4項の規定に基づく災害復旧事業計画概要書及び災害復旧事業補助計画概要書並びに施行規則附則第5項及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第1項の特別措置適用申請書に関する省令（昭和38年農林省令第4号。以下「省令」という。）附則第3項の規定に基づく補助率増高申請書、連年災害補助率適用申請書及び特別措置適用申請書の提出期限の延長に係る事務の取扱いを下記のとおり定めたので、その取扱いに遺憾のないようお願いする。

なお、長野県知事に対しては、貴職からこの旨を通知されたい。

### 記

#### 第1 延長報告書

長野県知事は、施行規則附則第4項及び第5項並びに省令附則第3項の規定により読み替えて適用する施行規則第1条及び省令第1条の規定による災害による被害状況の把握が著しく困難である市町村を認めた場合には、平成27年1月21日までに、当該地域を別記様式第1号により関東農政局長に報告するものとする。

#### 第2 解除報告書

長野県知事は、第1により報告した地域について、施行規則附則第4

項の規定により読み替えて適用する施行規則第1条の規定による災害による被害状況の把握が可能となった日を定めた場合には、速やかに別記様式第2号により関東農政局長に報告するものとする。

## 7—11 (参考)「平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の事務の取扱いについて」の運用について

平成27年1月20日

(農村振興局整備部防災課課長補佐(総務班)、  
(災害班)から関東農政局整備部長防災課長あて)

平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の事務の取扱いについて(平成27年1月20日付け26農振第1606号農村振興局長通知)は下記のとおり運用することとする。

なお、長野県に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。

### 記

#### 1 延長報告書について

- (1) 被害状況の把握が困難な地域については、郡市、町村、大字、字(又は行政区)までを一つの地域として記載すること。
- (2) 被害状況の把握が困難な地域を記載した図面を添付すること。
- (3) (2)の図面は市町村ごとに別葉とすること。
- (4) (2)の図面は被害状況の把握が困難な地域について、延長報告書に記載した番号ごとの範囲がわかるよう作成すること。

#### 2 解除報告書について

- (1) 解除報告書は、被害状況の把握が可能となった地域ごとに、その都度、提出することができる。
- (2) (1)のように地域ごとの解除によりがたい場合は、農地単位で解除することも可能とし、その場合、備考欄に当該農地の地番を記載するこ

と。

- (3) 同様に、農業用施設単位で解除することも可能とし、その場合、備考欄に当該施設名を記載すること。
- 3 災害復旧事業計画概要書及び災害復旧事業補助計画概要書について
- (1) 解除報告書を提出したときは、被害状況の把握が可能となった地域、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下、「計画概要書」という。）を、解除報告書に記載した被害状況の把握が可能となった日から60日以内に提出すること。
  - (2) 解除報告書を提出し、被害状況の把握が可能となった地域、農地及び農業用施設に係る被害総額を確認したときは、遅滞なく、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号農林事務次官依命通知）第5の被害報告書を農村振興局長及び関東農政局長に提出すること。
  - (3) 被害状況の把握が可能であり、延長報告書に記載のない地域に係る計画概要書は、災害発生後60日以内に提出すること。
- 4 補助率増高申請書、連年災害補助率適用申請書及び特別措置適用申請書について
- (1) 被害状況の把握が困難として、延長報告書に記載のある地域に係る補助率増高申請書、連年災害補助率適用申請書及び特別措置適用申請書（以下、「増高申請書等」という。）の提出期限は、平成28年1月31日までとする。なお、この場合、平成27年発生災害に係る増高申請書等とは、別に提出すること。
  - (2) 被害状況の把握が可能であり、延長報告書に記載のない地域に係る増高申請書等は、平成27年1月31日までに提出し、平成26年度に申請することができる。なお、延長報告書に記載のある地域に係る増高申請書等とまとめて提出することは差し支えないものとし、その提出期限は平成28年1月31日までとする。
  - (3) 平成26年11月22日の地震による災害以外の増高申請書等の提出期限は平成27年1月31日までとする。
  - (4) 平成26年発生災害に係る補助率については、平成26年度に提出された増高申請書等及び平成27年度に提出された平成26年発生災害に係る増高申請書等により算出する。

## 7-12 (参考) UAV (ドローン) を活用した農地への 流入土砂等の測定について

平成30年11月12日

(農村振興局整備部防災課長から北海道農政部長あて)

平成30年北海道胆振東部地震により、農地農業用施設に山腹崩壊による大量の土砂や流木が堆積する被災を受けた。

農地農業用施設災害復旧事業の査定等については「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号農林水産事務次官依命通知）」等により行っているところであるが、山腹崩壊により被災を受けた農地への堆積厚さの調査については、余震による法面崩壊など、堆積土砂内の作業中に二次被害が懸念されるため、より安全な調査を行い、農地農業用施設の早期復旧を図るため、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴管内関係機関に関し、この旨通知願いたい。

### 記

#### 1 本取扱いの対象について

平成30年北海道胆振東部地震により被災を受けた、北海道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町のうち、調査により二次被害が懸念される箇所とする。

#### 2 農地の流入土砂等の平均厚さ

農地における流入土砂又は流失耕土の平均厚さの算出方法については、「農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年9月10日付け構造改善局建設部長通知）」第1の3により示されているところであるが、平均厚さの算出に当たっては、UAVにより算定した堆積量（ $\text{m}^3$ ）を堆積面積（ $\text{m}^2$ ）で除した値とすることができる

## 7-13 (参考) 倒木の除去に係る災害復旧事業の取扱い について

令和元年10月7日

(農村振興局整備部防災課長から地方農政局農村振興部防災課長あて)

標記、倒木によって農道及び水路の機能に支障をきたした場合の農地農業用施設災害復旧事業については、令和元年台風15号による倒木被害が甚大であったことに鑑み、令和元年発生災害以降当分の間、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内の都府県、市町村等に対しても周知方お願いする。

### 記

#### 1 国庫補助の対象となる倒木の除去

国庫補助の対象は、農道敷及び水路敷に散乱している倒木の除去とする。

#### 2 国庫補助の対象となる災害復旧事業

##### (1) 農道

倒木によって車両の交通に著しい妨げとなる農道敷の倒木を除去する工事をいう。

① 「車両の交通に著しい妨げとなる」とは、道路の幅員から車両の交通の可能な部分として、1.2mの幅員が確保できない状態をいう。

② 「車両の交通に著しい妨げとなる」状態と認められる区間を1箇所とし、150m以内の間隔で連続している区間を1箇所とする。

##### (2) 水路

倒木によって水路断面を阻害している水路敷の倒木を除去する工事をいう。

① 「水路断面を阻害している」とは、水路断面の3割以上が埋そくした場合をいう。

② 「水路断面を阻害している」状態と認められる区間を1箇所とし、150m以内の間隔で連続している区間を1箇所とする。

### 3 除去する倒木量

2の対象となる範囲の倒木の全量を対象として計上するものとする。